

平成18年第3回葛城市議会定例会会議録（第2日目）

1. 開会及び延会
平成18年9月25日 午前10時00分 開会
平成18年9月25日 午後 4時17分 延会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員18名
- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 山下 和 弥 | 2番 朝 岡 佐一郎 |
| 3番 西 井 覚 | 4番 藤井本 浩 |
| 5番 吉 村 優 子 | 6番 阿 古 和 彦 |
| 7番 川 辺 順 一 | 8番 川 西 茂 一 |
| 9番 寺 田 惣 一 | 10番 下 村 正 樹 |
| 11番 岡 島 辰 雄 | 12番 野 志 昭 |
| 13番 西 川 弥三郎 | 14番 南 要 |
| 15番 亀 井 一二三 | 16番 高 井 悦 子 |
| 17番 白 石 栄 一 | 18番 石 井 文 司 |

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	吉 川 義 彦	助 役	岡 本 吉 司
収 入 役	吉 田 新之助	教 育 長	総 谷 裕 彦
特 別 参 与	安 川 義 雄	企 画 部 長	吉 川 弘 明
総 務 部 長	大 武 勇 吉	都 市 整 備 部 長	清 村 好 伸
産 業 建 設 部 長	石 田 勝 朗	市 民 生 活 部 長	杉 岡 富 美 雄
保 健 福 祉 部 長	田 宮 久 好	教 育 部 長	宮 西 清
水 道 局 長	西 川 正 一	消 防 長	北 川 武 雄

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	飯 田 孝 彦	書 記	中 嶋 卓 也
書 記	井 上 理 恵		

6. 会議録署名議員 7番 川 辺 順 一 10番 下 村 正 樹

7. 議事日程

日程第1 認第1号	平成17年度葛城市一般会計決算の認定について
日程第2 認第2号	平成17年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について

- 日程第3 認第3号 平成17年度葛城市老人保健特別会計決算の認定について
- 日程第4 認第4号 平成17年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第5 認第5号 平成17年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第6 認第6号 平成17年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
- 日程第7 認第7号 平成17年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定について
- 日程第8 認第8号 平成17年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
- 日程第9 認第9号 平成17年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
- 日程第10 認第10号 平成17年度葛城市水道事業会計決算の認定について
- 日程第11 議第43号 葛城市基本構想について
- 日程第12 議第45号 葛城市行政手続条例を制定することについて
- 日程第13 議第46号 葛城市防災会議条例の一部を改正することについて
- 日程第14 議第49号 葛城市職員定数条例の一部を改正することについて
- 日程第15 議第50号 葛城市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第16 議第51号 葛城市消防団の設置等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第17 議第52号 葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて
- 日程第18 議第53号 葛城市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第19 議第54号 平成18年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第20 議第47号 葛城市母子医療費助成条例の一部を改正することについて
- 日程第21 議第48号 葛城市国民健康保険条例の一部を改正することについて
- 日程第22 議第55号 平成18年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第23 議第56号 平成18年度葛城市老人保健特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第24 議第57号 平成18年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第25 議第44号 市道の認定について
- 日程第26 議第58号 平成18年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第27 一般質問

一般質問通告一覧表

質問順 番号	議席 番号	氏 名	質 問 事 項	質問の相手
1	1	山 下 和 弥	1. 子供の安全対策	教育長
			2. 少子化対策	市 長
2	2	朝 岡 佐一郎	1. 市内小中学生の学習能力について	教育長
3	5	吉 村 優 子	1. 屋外広告物に対する規制について	市 長
			2. 広域避難地等に（発光ダイオードを光源とする）太陽電池式照明灯の設置を	市 長
			3. 公務員の飲酒運転に対する罰則等について	市 長
4	8	川 西 茂 一	1. ジェネリック医薬品の啓発について	担当部長
			2. 老人医療費の削減について	担当部長
			3. 飲酒運転撲滅について	市 長
5	1 6	高 井 悦 子	1. 子育て支援	市 長 担当部長
			2. 情報公開	市 長 助 役
6	1 4	南 要	1. 有線放送について	担当部長
7	4	藤井本 浩	1. 屋敷山公園内の各施設の安全策について	担当部長 市 長
			2. 市内唯一の滝『黒水の滝』について	担当部長 市 長
8	1 7	白 石 栄 一	1. 公共工事等の契約・入札手続の改善について	担当部長 市長・助役
			2. 新市財政計画について	市 長 担当部長
			3. ゆうあいバスの運行について	市長(会長) 社協事務局長

開 会 午前10時00分

亀井議長 ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、これより平成18年第3回葛城市議会定例会第2日目の会議を行います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、認第1号から日程第10、認第10号まで、以上10議案を一括議題といたします。

本10議案は決算特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

8番、川西君。

川西決算特別委員長 それでは、ただいま議長より平成17年度決算特別委員会の報告を求められましたので、ご報告を申し上げます。

去る、12日の本会議におきまして、決算特別委員会に付託されました認第1号から認第10号までの10議案につきまして、19日から21日までの3日間にわたり当委員会を開催し、理事者側の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告を申し上げます。

まず、認第1号議案についてであります。

質疑に入り、歳出の議会費では、経費節減が言われる中、議員研修費の削減なり、中身の改善についての考え方はという質問に対し、平成17年度は全員研修として友好自治体との交流や市として大きな課題となっているごみ焼却施設の視察など2回、そして3つの常任委員会において研修を深めたもので、平成18年度は全員研修1回と3つの常任委員会の研修予算を計上したが、全員研修をなくして、常任委員会でもっと実のある研修をとの経緯から、充実した研修をされたところであります。先進地のことを吸収していただいて、市がますますよくなっていくよう、今後も同じような予算計上をお願いしていきたいという答弁がありました。

総務費では、市歌制作委託料について、予算額より減額の執行となった理由と、もっと市民に知らせる方法はないのかという質問に対し、直近の各合併市町村の制作状況を調査し、公募による歌詞の募集、作曲、CD等制作費用などを参考に予算化したが、実績として少額の執行となった。市歌の利用ということは、関係の部署と積極的に利用することを検討し、市民体育祭や敬老会での合唱、発表を行ったもので、今後、さらに市民に親しまれるよう、利用範囲を広げていきたいという答弁がありました。

また、住民情報システムカスタマイズの委託の内容についての質問に対し、旧両町のシステムにかなりの違いがあり、平成16年度にはまずデータの統合を第一として、平成17年度にその後の残りの帳票関係のレイアウト、また項目の追加等もろもろのカスタマイズの部分を実施したものであり、この改造により、両庁舎のどの部署においても同じ情報が正確に、また素早く統一した内容で見られることになったという答弁がありました。

民生費では、敬老会での送迎にかなりの大字でバスを手配されており、このバス代の補助を要望するが、来年度に向かっての考え方を伺いたいという質問に対し、バスのことは経費

だけの問題ではなく、敬老会のあり方の問題があることや、合併前の両町の実態のこともあるわけであり、そうしたことを踏まえて理解をしていただき2年目になったわけであるが、その間、議会からご意見、ご要望を承っているところであり、補助金のことは来年度の予算編成を踏まえて議論していきたいという答弁がありました。

また、いきいきセンターと福祉総合ステーションの似通ったサービスの料金の違いを将来的にどのように考えるのかという質問に対し、施設の目的に違いがあり、料金体系については、当分は現行制度の中で運営していこうという結論になるわけで、今後の課題として受けとめたいという答弁がありました。

衛生費では、不法投棄の監視カメラの効果と今後の対策についての質問に対し、監視カメラの設置後は大きな廃棄物の不法投棄はない状況であり、平成18年度においても山間地域等に設置しているという答弁があり、新庄、當麻の清掃センターを新たな1つの施設で処理していくということになるときに、収集体系が異なる問題をどのように解決していくのかという質問に対し、當麻クリーンセンターでは合特法に係る補償措置として収集業務を委託しており、合特法にかかわって同じ懸案事項のある4市町で、県を交えての勉強会を立ち上げて進行中であり、この中で、ごみの収集業務については、直営の部分、競争入札の部分、合特法による随意契約による代替業務の部分の三者併用の形で進んでいく方が一番安全ではないかという方向性が今現在模索されている状況であるという答弁がありました。

次に、土木費では、山麓地区全体計画策定業務委託料の内容についての質問に対して、山麓地域の健康と休養の里ということで旧當麻町の休養センターの改修、産業振興ゾーンということで南阪奈道路の葛城インター付近の整備、クラインガルテンと花の里ということで、寺口地域での貸し農園的なもの、山麓公園地域の付近でソバの花咲く里というような拠点整備や散策道の整備の計画となっているという答弁がありました。

また、調整区域の都市的利用調査に係る区域指定の状況についての質問に対し、現在、14地区、15大字で許可されている状況であるという答弁がありました。

消防費では、市内4施設にAEDが設置されたが、その使用方法を含め、救命講習会の計画についての質問に対し、職員研修とのかかわりもあるので、秘書課と十分調整し、職員が使用できるような体制づくりをしていきたい。それ以外の救命講習については、事業所や自治会へも積極的に働きかけをしているところであるという答弁がありました。

教育費では、新庄地域でも適応指導教室をしていただきたいという要望に対し、設置することは可能であるが、ふたかみ教室と同じような内容や人材をそろえることは難しいと考えている。今年度、新庄地域からも2名の生徒がふたかみ教室に行くようになり、公共バスもあることから、さらに認知度を上げて、1カ所で充実してすることがベターであると考えているという答弁がありました。

歳入では、悪質な滞納者に対する対応についての質問に対し、差し押さえ予告や来庁要請書を出して、本人との接触に当たっているという答弁があり、また、合併特例債はどの事業に使われたのかという質問に対し、農村総合整備事業で3,150万円、学校の耐震工事等で2億5,170万円であるという答弁がありました。

総括では、財政計画が合併時の見通しと食い違ってきており、基本構想や新市建設計画が本格化する前に大幅な財源不足から厳しい予算編成をされていることをどのように考えているのかという質問に対し、改めて財政計画については見直す必要があると思っており、担当には指示しているところで、これからの年次計画に合わせながら財政計画も見直した形で進めていきたいという答弁がありました。

賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認第2号議案についてであります。

質疑に入り、一般会計からの法定外の繰入額が税率改正の根拠となった資料の決算見通しと約1億3,600万円違っている要因についての質問に対し、医療費の伸びが予想より少なかったことや、被保険者の加入者が減少したためであり、社会情勢により流動的な面がある。しかし、医療費は伸びており、健全財政のためにも税率改正は必要と判断し、させてもらった。今後も保健事業と連携し、医療費抑制に努めていきたいという答弁がありました。

また関連して予算どおり一般会計から繰り入れ、基金に積み立てるのが筋ではないかという質問に対し、内部でも検討したが、一般会計も厳しいことから、そうさせていただいたという答弁がありました。

賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認第3号議案についてであります。

若干の質疑と、賛成、反対の討論がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認第4号議案についてであります。

質疑に入り、滞納の実態についての質問に対し、納期は8期あり、それぞれを1件とする、現年度で845件、滞納繰越で1,693件、延べ518人であるという答弁がありました。また、滞納者に利用制限はないのかという質問に対し、サービスを受けられていないので利用制限は起こっていないという答弁がありました。

賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認第5号議案についてであります。

質疑に入り、処理区域内における水洗化の戸数と率についての質問に対し、戸数ではなく、人口で水洗化率を出しており、新庄地域、當麻地域を合わせて、平均で79.51%であるという答弁があり、また、かなり努力された経過の数値であると思うが、水洗化を促進するために取り組まれていることについての質問に対し、平成17年度に工事が完了したところは平成18年5月より供用開始するので、5月に各家庭にパンフレットを持って説明に回り、年末に3年で切れる家庭を回ることとしており、水洗化率の向上に努力している。また、合間においても回っていききたいと考えているという答弁があり、また、下水道工事に伴う道路の舗装復旧工事の発注については、下水道工事業者が行うのか、別発注で行うのか、また偏った発

注はないのかという質問に対し、大手企業への発注分については、道路の舗装復旧まで含んでおり、地元の業者への発注分については別発注で行っている。共に、指名競争入札をしており、偏った発注にはなっていないという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認第6号議案についてであります。

質疑に入り、今後の給食センターの運営について、指定管理者制度の導入を考えているのかという質問に対し、指定管理者制度を導入している市では、人材の派遣部分だけを派遣会社に委託しているもので、食の安全を第一義に考えた場合に不安が残るものであるため、指定管理者制度を導入することは考えていない。人材派遣にもメリットがあると聞いているので、人の雇用とかかわってくることであり、今すぐにはいかないが、将来的なことでは、その方向を目指していきたいという答弁がありました。

また、BSEの関係で、アメリカ産の牛肉や加工品のことでどのように対応されているのかという質問に対し、アメリカ産の牛肉は使わず、国産牛、オーストラリア牛を使っている。加工品については、納入業者より成分表をいただいて調査しながら使用しているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認第7号議案についてであります。

質疑に入り、収入未済額の件数と、返済できない理由についての質問に対し、滞納債権者は現在5人で、その状況としては、現在、交渉していただいているのが1人、債権計画を立てて連絡を待っているのが1人、破産宣告の人が1人、居所不明で現在調査中の人が2人という答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第8号議案についてであります。

若干の質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第9号議案についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認第10号議案についてであります。

質疑に入り、水道事業収益がかなり上がってきている主な原因についての質問に対し、一般家庭の使用水量は横ばいの状況であるが、市内の大手企業の使用水量が前年度より増加しており、この超大口需要の影響が大きいと考えているという答弁があり、また、葛城市として企業の誘致に積極的に力を入れていかなければならないと考えるが、給水能力という点で大丈夫なのかという質問に対して、今現在の施設利用率は約79%で、計算上ではまだ21%の余裕があるわけであるが、自然に大きく左右され、雨が降らなければ県水に頼らざるを得ない状況になるので、今後安い料金を維持していくには自己水をいかに確保していくかが大きな課題として認識しているという答弁がありました。

賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

以上、10議案につきまして審査の経過及び結果をご報告申し上げましたが、そのほかにも、各委員から活発な質疑がされ、数多くの意見、要望が出されましたことを付け加えまして、決算特別委員会の委員長報告を終わります。以上です。

亀井議長 以上で、決算特別委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

亀井議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第1、認第1号議案について、討論に入ります。討論はありませんか。

16番、高井君。

高井議員 認第1号 平成17年度葛城市一般会計決算の認定につきまして、反対の立場で討論をいたします。

合併後、1年を通じた初めての決算であり、今後のまちづくりを考える上での基礎となる決算数値と言えるものであります。本年度から地方債の発行に伴う許可制度が協議制度に移行したのに伴います財政指数も従来の起債制限比率にかわって実質公債費比率が新設されました。その結果、奈良県は、財政危機と判断がされる実質公債費比率が18%以上の自治体が18団体もあり、全国5番目の財政危機が進む県であるとされている中で、葛城市において14.1%という状況であることから、現状においては財政的に安定的な運営にある、このような判断に立たれているわけであります。

しかし、合併時に立てられた新市の財政計画では、17年度は基金に5億円積み立てることができる、このようにされておりましてものが、積み立てどころか、5億1,100万円の繰り入れをしなくてはならなくなっている。合併1年目にして計画は破綻をしていると言えるというふうに思います。もちろんその大きな原因の1つは、小泉政権による三位一体の構造改革によって地方への財政支出の乱暴な切り捨てによるものであることは言うまでもありません。葛城市においても影響は大きいもので、地方への財政削減は、地方財政の悪化を招く住民サービスの低下につながりかねない重大な事態となっております。

財政補償も行わず、地方のことは地方では、地方分権はまさに看板倒れと言わなければならないものであります。

国庫補助負担金などの削減分に見合う財源の保障を行うこと、地方交付税の規定に基づき交付税率の引き上げを行う等、地方の財源を保障することが強く求められるものであります。

三位一体改革は18年度で一区切りするというふうに言われておりますが、骨太方針2006では、今後も国民の基本的な権利にかかわる国の責任を制度的にも財政的にも後退をさせる、このような方向が示されておりますもとの、地方自治体への財政支出、地方切り捨ては続くものであります。合併すれば財政基盤が強化をされる。合併によって財政が安定をする、こ

のように言われておりましたが、現実には、国の地方分権の名による地方切り捨て政策によって合併をしてもしなくても厳しい財政運営を迫られることに違いはないものであり、葛城市としても厳しい財政状況になることは変わらないものであります。

新市の建設計画を初め、旧町からの継続事業のまちづくり交付金事業、街路事業、緊急地方道整備事業など、膨大に事業費を投入する大型事業がこのまま執行されるようなことになれば財政危機を招き、自治体の使命であります住民福祉の増進のための施策や住民サービスが後退をすることにもつながってまいります。

本年度決算において、新市建設計画の本格的な具体化はこれから、こういう中で、道路建設を初めとした土木費が歳出全体の23.4%を占めるなど、財政的な観点から見直しが必要です。

葛城市基本構想で示されております新市建設計画を初め、これらの事業を抜本的に見直し、事業の縮小や廃止、工期の延長などを精査して、葛城市の財政状況の現状に見合った財政計画が立てられなければならないものであります。

この10月で合併して2年たつこととなります。合併前に立てられた財政計画は、現状の財政実態と大きく乖離をしています。その原因を見きわめ、改めて事業計画や年次計画、財政計画を示されなければならないもので、合併して財政基盤の安定化をと言われていたことへの住民に対する説明責任を果たすものになるものだと思います。

平成17年度において合併して、経費が削減をされる。行政がスリム化できると言われていたものが、それとは逆行する議員を初めとした特別職の報酬の大幅引き上げ、特別職参与の設置など、今なお批判の声が大きく聞かれ、認められないものであります。

また、合併後の調整事項や団体への補助金などでは、街灯設置費用の2分の1の負担や、一方的な補助金削減など、サービスの低下を至るところで生んでいるわけであり、介護保険の改悪や、障害者自立支援法によって利用料の新たな負担がふえ、わずかな年金での生活では負担の限界になっているのが現実であります。国の制度だからと、決められたことだからとして、何ら自治体として支援策がとられていません。

また、ゆうあいバスの一方的な運行縮小によって、足を持たない高齢者やボランティアは大変不便になりました。コミュニティバスも走り出したものの、公共施設だけで、身近な地域からの乗下車もできず、住民にとって便利で利用しやすいものとはほど遠いものであります。改善をされる予定の運行ルートを速やかに実施することを求めます。この年度において、学童保育の時間延長や少人数学級への努力、中小企業への運転資金や設備資金の調達を支援する中小企業金融融資制度が創設されました。中小業者への経営を励ますものとして評価をいたします。

そのほか、個々には評価をされる施策もあるわけですが、国の弱肉強食とも言える国民いじめの政治のもとで、高齢者はもとより、住民の多くは現在の生活や将来の生活設計すら立てられないという状況にある中で、自治体本来の住民福祉の増進に寄与する、こういった行政姿勢として不十分であるというふうに考えます。

以上、意見を述べまして、本決算認定には同意できないものであります。

以上です。

亀井議長 ほかに討論はありませんか。

5番、吉村君。

吉村議員 ただいま上程されています認第1号 平成17年度一般会計決算の認定について、賛成の立場から討論させていただきます。

本決算は、葛城市として初めての通年決算であり、前年度との比較におきましては、単純にできないものがありますが、市長の示された6つの柱に基づいての主要施策に対し、積極的な取り組みにより、地域基盤の整備におきましては、地権者との関係等で一部事業におくれはあるものの、全体的に見まして、ほぼ順調な決算と言えるものであります。

今後は、積極的な優良企業の誘致等によりますますさらなる財源確保とともに、安心・安全のまちづくりに職員一丸となって取り組まれますことを期待しまして、私の賛成討論といたします。

亀井議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

亀井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第1号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。

本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

亀井議長 起立多数であります。

よって、認第1号は認定することに決しました。

次に、日程第2、認第2号議案について、討論に入ります。討論はありませんか。

16番、高井君。

高井議員 認第2号 平成17年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定に反対の立場で討論をいたします。

17年度決算は、平成18年度における国保税の税率引き上げの算定根拠となる数値とされたもので、不均一課税の是正を機に大幅な住民負担を強いる結果となったものであります。17年度決算見込み額をもとにこのまま医療費が伸びれば、法定外の一般会計からの繰り入れは、平成20年度までに13億円にもなる、このように試算をされ、値上げに踏み切られたものであります。

合併後1年余りしかたたないうちに、平均世帯で17.6%、3万1,100円もの負担の増加になり、サービスは高く、負担は低くの合併時の約束を踏みにじるものであります。

決算見込み額より医療費の伸びが少なかったことや、税収の伸びなどによって収支は改善をされました。結果的には、一般会計からの法定外繰り入れは1億円余りで済んでいます。これを見ますと、18年度の国保税の引き上げは本当に妥当であったのか疑問を感じるものであります。

少なくとも17年度に当初予定をされておりました一般会計からの繰入額は国保基金に積

み立て、国保会計の安定を図ることや、厳しい暮らしの中で生活実態に見合った減免の税財源として住民に還元をする、活用できるようにすべきだというふうに思います。

滞納世帯への短期保険証もふえ続けます。分割納税の努力はしつつ、1カ月の保険証を持つ身のつらさは言うまでもありません。

格差社会の急速な広がり、貧困層の増加とその社会の矛盾を直接受け、国保への加入がふえ続けているのが現状であります。

現在の国保税減免取り扱い基準では、所得が債務にならなければ対象にならず、生活実態からかけ離れた基準となっております。負担能力に応じた保険税、生活実態に応じた減免規定に見直さなければならぬものだと思います。もちろん国保財政が安定的な運営ができない、このような事態を招いた最大の原因は、昭和58年の国保法の改悪、これを皮切りに、次々と国庫負担率を引き下げてきた政府にあるところでもあります。もともと財政基盤が脆弱な市町村国保は、国の支援がなければ成り立たない制度であります。引き下げられた国庫負担率をもとの水準に戻すこと、そのことだけで国保制度の本来の機能を取り戻すことができる、それだけの財源を持つことができるわけでありまして。国庫負担の計画的な引き上げを国に強く求めるものであります。

本年度におかれましても、一定の努力をされていることは理解をしておりますが、だれもが安心して医療にかかれる制度として、また住民の健康、福祉の保持、向上を責務とする自治体として、これ以上の負担を住民に対して求めないという姿勢がさらに求められるものであります。

以上、意見を述べまして、決算認定には同意をできないものであります。

亀井議長 ほかに討論はありませんか。

1番、山下君。

山下議員 私は認第2号 平成17年度葛城市国民健康保険特別会計決算につきまして、賛成の立場から討論させていただきます。

本年3月議会で税率の改正をこの決算に基づいて行われましたけれども、これは、近年の療養給付費の伸びが非常に高く、このままでは葛城市の国民健康保険財政が成り立たないということで、市長を初め、理事者側の苦渋の決断であったと思います。私も十分に審議をさせていただいて、これにもろ手を挙げて賛成というわけではないけれども、やらなければならないことは決断しなければならないというふうにして賛成をさせていただきました。

そして、今回の決算でございますけれども、国民皆保険制度の根幹をなしております国民健康保険の平成17年度決算、当初の予想よりも療養給付費の伸びが少なく、そういうわけでございますけれども、これは幸いにして昨年来心配されておりました鳥インフルエンザやその他の流行がなく、また予想以上に医療機関にお世話になった方が少なかったということに由来するものであり、近年の受給者の伸びは予想し得なかった事象であったと思います。

それは、ひょっとすると葛城市が取り組んでおられます予防医療の成果が多少なりとも出た結果かもしれませんし、そうであれば大きな希望であります。これからも継続して伸び率の縮減に努めていただきたいと思います。

毎年さまざまな事象を考慮し、予測を立てながら予算編成をしていただくことは大変なご苦勞でありますし、難しいことかもしれませんが、できるだけ現実に即した予算立てを行い、執行していただきますようお願いいたします。

今回の決算につきましては、適正に執行されておりますので、これからも保健事業等を充実させながら、加入者の公平性確保のために努力していただきますよう重ねてお願いをいたしまして、本決算を認定することに賛成の討論とさせていただきます。

亀井議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

亀井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第2号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。

本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

亀井議長 起立多数であります。

よって、認第2号は認定することに決しました。

次に、日程第3、認第3号議案について討論に入ります。討論はありませんか。

16番、高井君。

高井議員 認第3号 老人保健特別会計決算の認定につきまして、反対の立場で討論いたします。

昭和48年、老人医療費支給制度ができました。老人の医療費が無料化をされ、医療費の心配をせずに安心して必要な医療が受けられる、そういう制度として喜ばれていたものですが、その後、老人保健制度に変わり、無料化から、一部負担が導入をされまして、200円ぐらいなら、そういったことから始まりまして、400円に、800円にと負担がふやされ、それでも月4回、3,200円という上限がありました。それも廃止をされました。定率1割負担になり、老健の対象年齢を70歳から75歳に引き上げる。この10月からは、現役並み所得者は2割から3割負担になります。長期入院の高齢者には、食費や居住費の負担をさらに求める、こういうものであります。

そのような中で、葛城市においても、平成17年の老人医療費1人当たりの医療費は、前年度より大きく伸びました。健康状態が心配をされるものであります。だれもがそうですが、特に高齢者は重度にならない、早いうちの治療が医療費を多大にしない方法であります。度重なる負担の増加に、年寄りはおもう死ねということですかと、本当に悲しい声をたびたび聞くわけであります。

小泉政権の構造改革路線のもと、日本の医療制度を根底から崩す医療制度の改悪が今後においてもさらに行われようとしており、その際たるものが老人だけの保険、そういったものが予定もされているわけであります。高齢者の基本的人権を脅かすものとして、本老人保健決算の認定には同意をできないものであります。

以上です。

亀井議長 ほかに討論はありませんか。

2番、朝岡君。

朝岡議員 認第3号 平成17年度葛城市老人保健特別会計決算の認定につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

本特別会計決算は、歳入、歳出より3,613万9,000円の黒字収入となり、本市合併後初の通年決算額であり、国、県からの補助金等、厳しい状況のもとで老人医療の医療費が増加している中において、財源確保に一般会計から繰入金等を執行され、高齢者の方々の健康を守る保健事業が推進されていたと感ずるものでございます。

今後も医療費の増加が見込まれる上で、本特別会計が示す決算額が後年度の予算編成に生かされていくための重要な意義を持つものと思われるわけであります。

2008年度には現行の保健制度にかわる新たな制度が創設されることとなりますが、この間においても、高齢者の皆様が安心して医療を受け、健康を保つことのできる保健事業の構築に携わっていただくために、この本特別会計決算は適正かつ円滑な執行であると認める内容でございます。

よって、平成17年度葛城市老人保健特別会計決算の認定を認め、賛成の立場の討論といたします。

以上です。

亀井議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

亀井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第3号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。

本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

亀井議長 起立多数であります。

よって、認第3号は認定することに決しました。

次に、日程第4、認第4号議案について、討論に入ります。討論はありませんか。

16番、高井君。

高井議員 介護保険特別会計決算の認定に反対の立場で討論いたします。

介護保険の第2期目の最終年度であるとともに、国の介護保険制度の内容は、高齢者にとって大幅な負担増と、介護の取り上げとも言える大改悪のスタートとなった年であります。平成12年、家族介護から社会で支える制度に、サービスが選択できる制度、こういったこととして盛んに国が宣伝をし、発足をした介護保険制度ですが、現実には、お金がなければ必要な介護も受けられない制度であることが目を追うごとに明らかになっております。

平成17年度は、低所得者に対する法施行前からのヘルパー利用料の負担軽減措置も打ち切りとなりました。さらに10月から、施設入所者の食費、居住費が全額自己負担になり、その費用の大きさに真剣に施設からの退所を考えたという人など、介護保険改悪の本格実施前から悲鳴の声が聞かれております。

17年度保険料においても、普通徴収となる月1万5,000円以下の年金の方などからの滞納はふえ続けているのが現状で、生活保護受給者以外無収入の人からも保険料を徴収する過酷な制度であること。利用すれば利用料の負担、介護保険制度以前の福祉制度として、措置時代で補償されていたことが、すべてお金がなければ利用できなくなったものであります。

さらに、この4月からは、54%もの保険料の値上げ、介護予防や自立支援の言葉のもとで、要介護度が低いとされた高齢者から、介護ベッドや車いすを取り上げる、状態は何も変わらないのに介護度が下げられ、今まで利用していた介護タクシーやヘルパーも使えなくなった、こういったことは公的な介護制度でありながら、お金が払えない低所得者や生活実態を見ず、介護度が軽いという認定で多くの高齢者を排除する、まさに保険料は取り立てるけれども、介護は受けさせない、そういう制度へと、介護保険は重大な変質を始めていると言わなければなりません。

その責任は、政府と自民党、公明党がごり押しをし、民主党も賛成をした介護保険法の改悪、そして構造改革の名による乱暴な高齢者への痛みの押しつけであることは言うまでもありません。

それと同時に、自治体でも、国の言いなりに、国の制度だからと、高齢者から公的な保険を取り上げてしまう、自治体としてでき得る限りの努力をする、そういうことがこの年度でも問われてきたことであります。

現実に、全国で幾つもの自治体は、介護ベッドなどの取り上げ問題に対して、自費でリースを利用したり、購入をする人に対して助成措置を講じています。住民の福祉の向上に責任を負う自治体として、公的介護を後退させない、葛城市においてもそういった姿勢こそ必要であります。

今、老々介護を初め、家族介護の深刻な事態がたくさん報じられています。そういったことを考えるとき、だれもが必要なときに必要なだけ安心して介護が受けられる制度、そういう制度として、公的な介護保険制度の改善や充実が切実に求められているところであります。

保険料や利用料を支払い能力に応じたものに改めることや、在宅や施設でも安心して暮らせる条件整備を進めること、医療、介護、福祉などの連携による健康づくりなど、これらの実現のために国庫負担を増額する、こういったことが必要であります。

自治体として、高齢者の命と暮らしを守るため、介護保険制度の後退をやめ、抜本的な改善策を講じるよう、国に強く求めていただくことを申し上げ、平成17年度介護保険特別会計決算の認定に同意をできない旨の討論といたします。

以上です。

亀井議長 ほかに討論はありませんか。

2番、朝岡君。

朝岡議員 認第4号 平成17年度葛城市介護保険特別会計決算の認定につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

本特別会計決算は、歳入、歳出から316万円の黒字収支と報告されておりますように、行政各位の努力と本市住民皆様のご理解あるご協力のもと、保険料徴収において一部未済額を

残すものの、95%以上の収納率は評価すべきであります。

低所得者の方々にも適正な負担能力に応じての賦課徴収を実施し、みんなで支え合う介護保険事業に努めていただいたと感ずるわけであります。

要介護認定者への居宅サービス事業や施設サービス事業についても、年々認定者が増加する状況のもとで、安心したサービスの利用を推進し、給付費と支出を一般会計から繰入金等執行され、介護保険事業を円滑に推進していただけたと思っております。

平成18年度より、介護保険制度が改正となり、介護予防、自立支援を強化する形の見直しによって、超高齢者社会を迎えるに当たり、この制度が安定的な運営を将来にわたって継続できることを期待されております。

本市においても、高齢化の進行により、ますます事業費の増加が予想される中で、市民の皆様が健康で長生きできるよう、疾病予防を重点に置いた今後の保健事業の推進をするには、本決算額が重要な意義があり、後年度の予算編成や行政執行に生かされていく上で、本介護保険事業は適正でかつ円滑な執行内容であったと思います。

以上の観点から、平成17年度葛城市介護保険特別会計決算の認定を認め、賛成の立場の討論といたします。

以上です。

亀井議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

亀井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第4号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。

本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

亀井議長 起立多数であります。

よって、認第4号は認定することに決しました。

次に、日程第5、認第5号議案について、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

亀井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第5号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

亀井議長 ご異議なしと認めます。

よって、認第5号は認定することに決しました。

次に、日程第6、認第6号議案について、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

亀井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第6号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

亀井議長 ご異議なしと認めます。

よって、認第6号は認定することに決しました。

次に、日程第7、認第7号議案について、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

亀井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第7号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

亀井議長 ご異議なしと認めます。

よって、認第7号は認定することに決しました。

次に、日程第8、認第8号議案について、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

亀井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第8号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

亀井議長 ご異議なしと認めます。

よって、認第8号は認定することに決しました。

次に、日程第9、認第9号議案について、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

亀井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第9号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

亀井議長 ご異議なしと認めます。

よって、認第9号は認定することに決しました。

次に、日程第10、認第10号議案について、討論に入ります。討論はありませんか。

16番、高井君。

高井議員 水道事業会計決算認定に反対の立場で討論をいたします。

本年度、収益的収支決算におきまして、6,683万8,000円の純利益、そして、給水原価は135

円30銭、供給単価は147円30銭となり、16年度に比べますと給水原価の改善によって1トン当たり12円の収益を生んだことになっております。

給水人口や給水戸数が伸びているにもかかわらず、近年の節水意識の高まりを反映して、一般家庭での使用量はほぼ横ばいというのが状況であります。そういった中での事業収益の増加を見たものですが、その理由として、いわゆる大口事業者の使用量の増加によるものが大きいと言われており、企業の動向によりまして収益性が左右をされることになっております。

一方で、合併前には二十数名いた職員が17名と削減されたことによる人件費の減少によって生み出された貴重な収益と言えるものであります。

17年度において県水と自己水の受水量の比率は25対75に押さえながら、県下では渇水による給水制限があったにもかかわらず、安定した給水ができたことは、自己水を持つ葛城市の水道事業の強みでもあります。

山の保水能力の低下が言われている中、自己水を確保し、維持していくために西山の保水は第一義的に取り組まなければならない問題であります。それは、水源の確保のためだけでなく、葛城市の誇る緑豊かな自然環境を守る、その上においても必要な取り組みであります。

県水は葛城市にとって渇水対策も含め、必要性も高いものでありますけれども、高い県水の受水費は極力押さえなければならないところであります。

次に、水道料金の滞納問題と、給水停止の問題です。

滞納は、本年度の発生が950万円ということです。過年度からの滞納者分も含めると100戸程度に給水停止予告を入れられているということでもあります。実際に住んでいなかったり、いろんな状況があるわけですが、生活困窮者への給水停止は断じて行ってはならないものであります。

命をつなぐ水であることの認識をさらに深めていただき、実情に見合った対応を求めるものであります。

また、浄配水施設の老朽化による建設改良費、また改修の増加、耐震診断などの必要性も高まってきております。今後の対応はこういった施設改修への多大な費用の問題など、地方公営企業法の原則として、水道事業に係る経費は料金収入によって賄う、こういう独立採算制が強制されていることでの制度的な矛盾がこれから非常に大きくなって出てくるわけがあります。

水道事業が発足しました当初は、特定の地域で一部の住民だけが利用する限定された、そういったものでございます。しかし、今はすべての住民を対象にして生活水を供給する国民皆水道の事業となっており、しかも水道施設整備にかかる費用は莫大であります。国民皆水道となった今、こういった社会資本の整備にかかる費用は一般財源、租税によって賄われるべきものであります。

さらに、それらの資金は、水道料金や企業債等によりまして調達して建設することが義務づけられております。しかも、その企業債の繰上げ償還も低利への借りかえも認めないというものであります。

17年度において210万円の特例で借りがえが認められたとというものの、7%以上という高金利のものがまだ12件もあるわけであります。これがまた経営を圧迫している。まさに不当と言える制度が押しつけられているところであります。

採算性の低い水道事業に企業債による資金の調達、元利償還、減価償却費など、すべての費用を水道料金で賄うという企業会計方式は到底認められないものであります。低廉にしておいしい水の安定供給のため、企業経営としての努力をされていること、また水源確保のためにご協力いただいております水源地大字の皆さんには感謝をいたしているところでありますが、以上の理由をもちまして、水道事業会計決算の認定には同意をできないものであります。

以上です。

亀井議長 ほかに討論はありませんか。

14番、南 君。

南 議員 認第10号 平成17年度の葛城市水道事業会計決算の認定について、賛成の立場で討論をいたします。

水道事業は、皆さんご承知のとおり、市民生活及び産業活動に欠かすことのできない事業であり、市民生活の基盤をなす公益事業であります。その事業において、平成17年度は県下各市において、県営水道の影響により給水制限が実施された中、本葛城市においては自己水を確保し、給水制限を実施せず、低廉で安全な水を安定供給されたことに敬意を表するものであります。

今後とも、水道事業本来の使命である安全で良質な水の安定供給に努め、住民福祉の増進に努められるよう要望し、賛成討論といたします。

亀井議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

亀井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第10号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。

本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

亀井議長 起立多数であります。

よって、認第10号は認定することに決しました。

暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時57分

再 開 午前11時16分

亀井議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第11、議第43号から、日程第19、議第54号まで、以上9議案を一括議題といたします。

本9議案は総務文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求

めます。

8番、川西君。

川西総務文教常任委員長 それでは、ただいま議長より総務文教常任委員会の報告を求められましたので、ご報告を申し上げます。

去る12日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました9議案につきまして、13日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしておりますので、その概要及び結果をご報告申し上げます。

まず、議第43号議案についてであります。

質疑では、住民の意向と願いに合致した構想であるのかの問いに対し、総合計画審議会の答申を得て提案したものであり、市民の意見を聞き、旧両町の構想を継承したものであることで理解をいただきたいという答弁がありました。

また、爽快シティという葛城市の将来像はどんな話し合いから出てきたのかという問いに対し、先導的なまちをつくっていきこうということで、シティという言葉が住民に夢を与えるものであるということから、最終的に審議会で承認されたものであるという答弁がありました。

また、大型の公共事業が目白押しの総合計画に係る財政面の考え方についてという問いに対し、今回の構想の中には、建設的なお金の要るものばかりではなく、知恵を出し合って既存の施設等や自然を活用しながらまちづくりをやっていきこうという考え方も示しており、国と地方の財政が大変厳しい中で、裏づけの財源をよく把握しながら、分相応の計画を立てて事業を進めていくという考え方でやっていかなければならないと思っているという答弁がありました。

また、市民のまちづくりへの参加意識という点で、市と地域及び各種団体との密接なつながりの中での支援施策についてはという問いに対し、その活動内容によつての補助金の考え方は今後とも各種団体等、地域も含めて、変わらないと考えているという答弁があり、関連して、地域のために頑張ってもらえる団体については、より一層の支援をお願いしたいという要望があり、また基本計画の中に介護、医療、特に高齢者のことなど、一番住民が求めている部分が欠落しているのではないかとという問いに対し、この基本計画はあくまでも全体的な将来のまちの姿を描いているもので、高齢者や障害者が安心して生活できるようにしたいという大きなスパンでこのことをとらえているというふうに考えていただきたいという答弁がありました。

関連して、基本構想など、市にとって大事な議案を立ち上げるときには、手順を踏んで、その都度進捗状況を報告するようにはしていただきたい。また、構想の政策体系を見ると、どれも大事なことであるが、キーポイントの1つとして、学校教育にもっと力を入れたら人口がふえることにつながるのではないかと考えるという意見がありました。

反対、賛成、双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

次に、議第45号議案についてであります。

質疑では、具体的にどのような事務事業がどの程度対象になるのかという問いに対し、法、条例、規則に基づくもので約900件あり、個人情報保護条例の開示請求とその決定の手続や手数料条例の免除申請の手続があり、どういう基準でどういう内容で処分するのか、事務の標準処理期間、不利益処分の根拠などを定めるものであるという答弁がありました。

また、不利益処分の根拠的なものはどのように公にするのかという問いに対し、市民が窓口に来られたときに一連の手続について説明する書類を備えつけておいて、申請に対して許可されない理由などについて、公平、透明な形で示すこととしているという答弁があり、関連して、根拠、基準、処理期間を明確にして、条例の趣旨である住民の利益を守るという立場で対応されるようお願いするという要望がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決するべきものと決定しました。

次に、議第46号議案についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決するべきものと決定をいたしました。

次に、議第49号から議第53号までの5議案につきましては、関連がございますので、一括議題で審議をしております。

議第49号、議第50号、議第51号、議第52号、議第53号の5議案は、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

次に、議第54号議案についてであります。

質疑では、平成18年10月1日から地域活動支援事業がスタートする中で、コミュニケーション支援事業に係る利用者負担の考え方はという問いに対し、これはろうあ者の方の手話通訳や相談員の方の事業を展開するための委託料で、原則1割負担で補正予算を計上しており、現在、近隣の市、町との均衡のこともあるので、話し合いをして検討しているという答弁があり、関連して、自治体独自でやっていける中身であると考えてるので、利用者に負担を課さないという方針をお願いをしたいという要望がありました。

また、孝女伊麻広場のトイレ設置に係る管理体制についての問いに対し、現在も孝女伊麻保存会へ管理を委託しており、新たな設置をしたときにも、トラブルのないよう委託をお願いしていきたいという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決するべきものと決定をいたしました。

以上でございますが、そのほかにも活発な質疑がありましたことを申し添えて、当委員会の報告とさせていただきます。

以上です。

亀井議長 以上で、総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

亀井議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第11、議第43号議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

16番、高井君。

高井議員 葛城市基本構想に反対の立場で討論をさせていただきます。

合併というこれまでのまちのありようを大きく変える、葛城市が誕生して2年近くが経過する中で、今後の葛城市がどのようなまちづくりを進めるのか、その方向を示す基本構想が示されたわけであります。合併というこれまでにない現状と経緯を持つことから、一般的な社会潮流の把握や、葛城市の魅力や地域特性などだけの把握でなく、住民のまちづくりへの意見や意欲を聞き取り、住民がどのようなニーズを持ち、どのような生活実態にあるのかをとらえ、そのことを通じ、より深い現状認識の上に立ったまちづくりの基本構想でなければならないところであります。

その点において、計画策定のためのアンケートや、まちづくり懇話会などでの議論が重ねられたと言われておりますが、合併という特殊な状況、それから派生する不安や期待、そして新しい魅力ある葛城市をスタートさせる基本構想の策定ということからすれば、地域住民に対しての説明や意見聴取など、行政の熱意ある取り組みがなされたかどうか、こういう点で私は非常に不十分であったというふうに感じます。

それは、住民の代表である議会に対しても同様で、8月21日に総合計画審議会の答申が出され、議案として9月7日に基本構想が配布されるまで、基本構想がどのような内容であるのか、審議会への経過報告や説明、意見聴取もない、こういう状況の中で、地方自治法第2条4項の規定に基づいて議決が求められたものであります。

市町村は、その事務を処理するに当たっては議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならないと規定されております。

この基本構想で打ち出された政策がまちの将来像を決めることになるわけであるわけであります。まちにとって重大な将来決定であるだけに、住民への説明責任や理解を得る努力、住民の意見を十分にくみ尽くし、政策に反映される努力が求められるものであります。

市長においても、住民皆さんとの対話の必要性を認められておりますけれども、この将来構想をもって今後地域に出向き、説明や対話を行い、具体的な施策に反映されることをまず最初に強く求めておきたいというふうに思います。

次に、構想で示されました4つの政策の柱として掲げられております安全が守られ、安心して暮らせるまち、自然や歴史遺産の豊かさと住みよさが共存する愛されるまち、心豊かな人が育ち、だれもが生きがいを持って過ごすまち、市民と行政が目標を共有し、ともに取り組むまち、こういった4つが掲げられ、それぞれ具体的な政策目標を持って取り組んでいくとされております。当然、まち全体の総合的な計画ですから、そういう観点での政策の展開が必要であります。

しかし、住民の皆さんの求めるまちづくりはどのようなのかということになりますと、現在の

小泉内閣の構造改革の名による国民への痛みを押しつける社会保障の削減、また所得格差の拡大で生活困窮世帯の増加などの現実と、住民の暮らしは耐え難いところまで来ているのが現状であります。

このような現状認識を持った上で、総合計画の中では、施策の重点は住民の暮らしが守られ、安心のまち、これが最重点にされなければならないことではないでしょうか。

このことは、合併前のアンケートでも、将来のまちづくりに期待することの第一は福祉の充実したまちであることから明らかであります。住民が安心して福祉豊かなそのまちで過ごす、これが住民の願いであります。ところが、この構想では、そういった視点が非常に不十分だというふうに考えます。

次に、この構想を進めるに当たっての財政計画や財政見通しはどうかという点であります。

新市の建設計画をベースにして、既存の事業や新たな施策が取り入れられている、そういった計画になっていることから、大型公共事業が数多く予定されることになっております。合併前に立てられた新市の財政計画は1年目にして大幅な見込み違い、国の三位一体改革の影響も手伝ってのことではありますが、今後、厳しい財政状況に陥ることは火を見るよりも明らかであります。

不要不急事業の見直し、計画規模や計画年次の検討など、公共事業の縮小や見直しを早急に行い、財政見通しを示していただくことを求めます。

厳しい財政状況だと言われ、行政改革が声高に言われ、その矛先が住民への負担転嫁や福祉の後退とにならないように、基本構想策定に当たって意見を述べさせていただき、何よりも本基本構想が住民の暮らしの現状や願いに沿ったものか、こういう点を考えます。その点では非常に不十分であるというふうな考えを持ちまして、本基本構想には賛成できないものでございます。

以上です。

亀井議長 ほかに討論はありませんか。

4番、藤井本君。

藤井本議員 議第43号 葛城市基本構想につきまして、私は賛成の立場から討論いたします。

この構想につきましては、地方自治法の趣旨に基づきまして、葛城市の総合的かつ計画的な行政の基本構想というものを10年というスパンで定めたものであります。本市の方向性、将来像を求めるものというふうに判断しております。

策定に至るまで、市民の方々の意向を反映するために、1,500名の方に及ぶアンケートを求められました。こういったアンケートの実施や、まちづくり懇話会で熱心な話し合いをされ、そして総合計画審議会により答申されたものであります。

このように、策定までの手段といたしましては、形式にとられるものではなく、多くの市民の意向を吸い上げたものであると私自身は理解しております。

中身につきましては、序論として、少子高齢社会を初めとしたまず社会の流れを把握し、次に本市の特性や課題についても十分に分析されています。その上に立った上で、葛城市の

将来像、また人口や都市構造などの基本目標、そして重視すべき政策の柱、政策目標というものを明記されたものであります。

合併してはや2年、2歳になろうという我々の住むこの葛城市にふさわしい理想的な内容であろうと私自身は考えておるところでございます。

とはいうものの、すばらしい構想と、そこには目標というものがあるわけですが、すばらしいであるがゆえに、課題というか、難しい点も多く予想されると思います。この基本構想の中にも、市民と行政が目標を共有し、ともにまちづくりに取り組むというふうな文言がございますが、今後も住民の方々と、市民と、今後も十分な議論を重ねながら、この葛城市が基本構想に向かうことを期待いたしまして、私の賛成討論といたします。

以上です。

亀井議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

亀井議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより議第43号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

亀井議長 起立多数であります。

よって、議第43号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議第45号議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

亀井議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより議第45号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

亀井議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第45号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議第46号議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

亀井議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより議第46号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

亀井議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第46号は原案のとおり可決されました。
次に、日程第14、議第49号議案について、討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

亀井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第49号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。
本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

亀井議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第49号は原案のとおり可決されました。
次に、日程第15、議第50号議案について、討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

亀井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第50号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。
本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

亀井議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第50号は原案のとおり可決されました。
次に、日程第16、議第51号議案について、討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

亀井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第51号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。
本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

亀井議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第51号は原案のとおり可決されました。
次に、日程第17、議第52号議案について、討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

亀井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第52号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

亀井議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第52号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、議第53号議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

亀井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第53号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

亀井議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第53号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第19、議第54号議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

1番、山下君。

山下議員 私は、議第54号 平成18年度葛城市一般会計補正予算につきまして、賛成の立場から討論させていただきます。

この内容をつぶさに見させていただきますと、孝女伊麻の史跡にトイレを設置するものであったり、制度改正に伴うものなど、当年度予算成立時には予算化できなかったものがほとんどで、適正な補正であると判断いたします。

特に交通安全対策費の中の駅前駐輪場整理委託料として11万6,000円が計上されていることは、金額は少なくとも大きな一歩であると、理事者側の判断に大いに敬意を表するものがあります。

ご存じのように、障害者自立支援法の改正で、受給者も1割の負担をしなければならなくなりました。施設の補助金も減額され、施設維持のため、また障害を持っておられる方々の自立のために、何らかの手段を講じていく必要に迫られております。国の制度改正があり、私はそれに対し是非を論ずる立場にありませんし、その制度に沿った形でどのようにしてゆけばよりよくなるだろうかということを考えることが自分に課せられた仕事だと認識しております。

その中で、今回、葛城市が障害を持った方々に対して、市内5カ所の駅前駐輪場整理の仕事を委託されるということは、その方々に対して社会参画の機会を提供するとともに、駐輪場の美化のことはもちろん、ふだん駐輪場を利用される方々に対し、大いなる啓蒙活動につながると、一挙三得のすばらしいアイデアだと感心している次第であります。

私が望むことは、これにとどまらず、さまざまな事業に障害を持っておられる方々の参画

ができる方法を考えていただきたいということでもあります。諸外国の中には、無人駅の改札の仕事を障害を持った方々に委託しているところもあるそうですので、アイデア次第でいろんな可能性があると思います。これからもさまざまな手法で住民本位の行政をしていただきますよう期待いたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

亀井議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

亀井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第54号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

亀井議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第54号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第20、議第47号から、日程第24、議第57号まで、以上5議案を一括議題といたします。

本5議案は、民生水道常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

14番、南 君。

南 民生水道常任委員長 ただいま議長より委員会報告を求められましたので、委員長報告を申し上げます。

去る12日の本会議におきまして、民生水道常任委員会に付託されました5議案につきまして、14日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査しておりますので、その概要及び結果を報告いたします。

まず、議第47号議案についてであります。

質疑では、市内で対象者はいるのかという問いに対し、現在はないという答弁がありました。また、福祉の後退になると思うがどうかという問いに対し、福祉を後退させないという考え方は同感であるが、法改正に伴うものであり、制度の維持のためにもそれぞれが責任を負いながら、負担をしていくことはやむを得ないという答弁がありました。

討論では、反対の討論がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第48号議案についてであります。

質疑では、財源の内訳についての問いに対し、3分の2は一般会計からの繰り入れで交付税算入されており、3分の1は国保特別会計からであるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第55号議案についてであります。

質疑では、保険財政共同安定化事業が実施される理由及び制度の内容についての問いに対し、安定的な制度維持のため、国保法が改正され事業が実施されるものであり、1件30万円

以上80万円以下の医療費を対象として、県単位の連合会に市町村が拠出するシステムで、県内市町村間の負担を平準化する制度であるという答弁がありました。

また、出産一時金を増額する条例改正があるが、予算に計上されていないのではという問いに対し、当初、90人で予算計上したが、現在、75人を見込んでおり、予算内ということで計上しなかったという答弁があり、予算に関係する条例改正があるときは、予算的に行けるとしても、補正予算に計上すべきであるという意見が出されました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。次に、議第56号議案についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第57号議案についてであります。

質疑では、サービス事業勘定で、委託料から賃金へ組みかえられた理由についての問いに対し、報酬が下がり、ケアマネジメントの委託が難しくなり、包括支援の中で直接対応していくためであるという答弁があり、また、ケアマネジメントを民間に受け入れてもらえない状況の中、包括支援センターの今後の方向及び見通しについての問いに対し、委託できるものはできるだけ受け入れてもらうようにして、委託できないものについては、支援センターでやっていき、あわせて、人材確保に努めていきたいという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございますが、そのほかにも活発な質疑がありましたことを申し添えて、当委員会の報告といたします。

亀井議長 以上で、民生水道常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

亀井議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第20、議第47号議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

17番、白石君。

白石議員 議第47号の葛城市母子医療費助成条例の一部を改正することについて、反対の立場から討論を行います。

本条例の改正は、第164国会における健康保険等一部改正によって療養病床に入院する70歳以上の高齢者に対して、介護保険との均衡を図るという口実で導入された食費の自己負担に引き続き、新たに居住費の自己負担が導入されたことに伴い、入院時の生活療養費に係る標準負担額に相当する額、つまり、これまで医療費に含まれ、助成の対象になっていた居住費1万円相当額を助成制度から除外し、自己負担とするものであります。

このたびの居住費の負担増は、食費の見直しによる4万2,000円もの負担と合わせ、大き

な負担となり、社会的、経済的ハンディを負っている母子等の暮らしと健康に深刻な影響をもたらすことは明らかであります。国の法律が改正されたからといって、これに追随して助成条例を改正することは、社会的弱者の人権を保障する地方自治体独自の福祉医療制度の趣旨を後退させるとともに、福祉は後退させないとしてきた歴代町長、市長の公約に反するもので、認めがたいものであります。

改めて食費と居住費を医療費の一部として、母子医療費助成制度の対象とされることを強く求め、反対討論といたします。

亀井議長 ほかに討論はありませんか。

11番、岡島君。

岡島議員 議第47号 葛城市母子医療費助成条例の一部を改正することについて、賛成討論をいたします。

今回提案されております葛城市母子医療費助成条例の一部改正につきましては、慎重に審議を重ね、他の制度との整合も重ね合わせた上での改正であり、今後、将来にわたり持続可能な制度を維持していくためにも、助成条例の一部改正はやむを得ないものと考えます。

よって、私は、議第47号につきまして、賛成いたします。

亀井議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

亀井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第47号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

亀井議長 起立多数であります。

よって、議第47号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第21、議第48号議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

亀井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第48号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

亀井議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第48号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第22、議第55号議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

亀井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第55号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。
本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

亀井議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第55号は原案のとおり可決されました。
次に、日程第23、議第56号議案について、討論に入ります。
討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

亀井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第56号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。
本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

亀井議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第56号は原案のとおり可決されました。
次に、日程第24、議第57号議案について、討論に入ります。
討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

亀井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第57号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。
本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

亀井議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第57号は原案のとおり可決されました。
次に、日程第25、議第44号、日程第26、議第58号、以上2議案を一括議題といたします。
本2議案は、都市産業常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。
13番、西川君。

西川都市産業常任委員長 議長より当委員会に報告を求められましたので、報告いたします。
去る12日の本会議におきまして、都市産業常任委員会に付託されました2議案につきまして、15日午前9時30分より委員会を開催し、審議いたしておりますので、その概要及び結果をご報告いたします。
議第44号、市道認定、議第58号、これは下水道の補正予算であります。
質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、当委員会の報告といたします。

亀井議長 以上で、都市産業常任委員長の報告は終わりました。
これより委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

亀井議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。
日程第25、議第44号議案について、討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

亀井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第44号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。
本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

亀井議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第44号は原案のとおり可決されました。
次に、日程第26、議第58号議案について、討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

亀井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第58号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。
本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

亀井議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第58号は原案のとおり可決されました。
ここで、暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11時56分

再 開 午後 2時00分

阿古副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。議長所用のため、私がかわって議長の職務を行います。

日程第27、一般質問を行います。

申し上げます。去る9月12日の通告期限までに通告されたのは8名であります。質問者はお手元に配付の通告一覧表に記載のとおりであります。通告順に従い、質問を行います。

最初に、1番、山下和弥君の発言を許します。

1番、山下君。

山下議員 議長のお許しを得まして、私の一般質問を始めさせていただきます。

まず初めに、前回、6月議会のときに一般質問でお聞きしました児童の安全についてであります。

前回のときに、私から、全国的に取り組む様相を呈している下校時の市内一斉放送を葛城市でも取り組めないかということをお聞きしたところ、教育長から、先進的に取り組んでいる地域を参考にしながら検討していきたいというお話でございましたが、その後、どういった展開になっているのか、お尋ねしたいと思います。

続きまして、これは日本の国全体で問題になっている少子化のことについてであります。

現在、日本の合計特殊出生率、これはご存じのとおり、日本に住まう1人の女性が一生のうち、何人の子供を産むのかということをお数値化したものであります。平成16年度、全国では1.29人、奈良県では1.16、葛城市では1.27と、奈良県全体より多少数値はよいものの、全国よりも少ない。さらに、平成17年度の全国数値は1.25となっております。これは先進国に共通する問題でありますし、戦後のベビーブームは遠い過去の話で、現在はライフスタイルも大きく変化し、男性も女性も仕事を持っている時代背景の中で、この数値が減少してくることはいたし方のないことだと思っております。

しかし、人口が減少するということは国力の低下につながることであり、今の日本では少子化に加え、超高齢社会の時代が目前に迫っており、減少していく若年層でふえ続けるお年寄りを支えてゆかなければならない状態になっております。

葛城市におきましても、老人化率が19%を超え、超高齢社会がすぐそこに来ていることはご存じのことだと思っております。

今回の9月議会で可決いたしました葛城市基本構想の中では、将来の葛城市の人口は、10年後も3万5,000人を維持するという推計でございました。これは、適度な開発を行って、他の市町村からの転入者をふやしていくということもあろうかと思っておりますが、現在、葛城市に住まう住民にこれからも住み続けていただくことが肝要です。この町で子供を産み、育てていくこともとても重要ではないでしょうか。

そのためには、子供を育てやすい環境を整備していく必要があると思っておりますし、さまざまな手段を講じて、葛城市が子供を産み、育てやすいと認識していただくことがとても重要であると思っております。

そこで、子供を産むというところを見ますと、この葛城市では、過去5年間の出生数は、平成13年度では331人、14年度で306人、15年度319人、16年度では少し減って266人、平成17年度は294人と、毎年300人前後のお子さんがこの葛城市で生まれています。

しかし、現在、葛城市内で開院しておられる産婦人科はと探しますと、検診を行ってくださる医院が1件あるのみで、分娩までしてくださる病院は1件もありません。近隣の市町村ではどうかと探してみると、御所市内では、検診をしてくださる病院が2件ありますが、このうちで、済生会病院では分娩まで行っていると聞いて安心をいたしました。しかし、この10月には産科を閉鎖するという話で、私も大変びっくりいたしました。大和高田市では、高田市立病院には産婦人科があり、葛城市在住の方も多くお世話になっているようですが、ここも

以前はどこの患者でも受け入れていたものが、3名体制の過酷なローテーションと、そのほかの理由のために、現在は市内の方と、葛城市を含むわずかな地域のみを受け入れということで、今後、どのような判断を下されるか、予想できませんし、この高田市立病院も実際には引き上げるかもしれないという話がありまして、安心しておれない状況だと考えます。

そのほか、香芝市や王寺町、橿原市に分娩までできる産婦人科は幾つかありますが、やはり住民とすれば、近くに産婦人科がないと安心して子供を産むことはできないのじゃないかと思えます。

確かに産婦人科というものは24時間体制で労働条件が厳しい上に、医療訴訟など、さまざまな悪条件が重なって、なり手が少ないのかもしれませんが、それでもすぐ近くに産婦人科がないという状況は、これから子供を産み育てていきたいと思っている方々に不安を与えるのではないのでしょうかと私は拝察いたします。

そこで、吉川市長にお尋ねいたしますが、現在の葛城市における産婦人科の不在の状況をどのようにとらえ、どのようにしていくことが望ましいとお考えなのでしょうか。

以上、2つのことにつきまして、私からお尋ねさせていただきます。

次の質問からは、自席にて行わせていただきます。

阿古副議長 教育部長。

宮西教育部長 1番、山下議員のご質問にお答えいたします。

小学生児童の下校時の市内放送につきましては、ご質問にもございましたように、6月議会でご質問をいただいております。そこでもお答えさせていただいておりますように、1年間を通しての呼びかけにつきましては、さまざまな課題がございまして、実施はできないわけですが、葛城市の市民の皆さんに、またこの1年間、子供たちの見守り活動をよろしく願いますとの意味を込めまして、小学校の入学して間もない新入生が登下校を始めます4月一定の期間に市内放送を実施したいと考えております。

以上でございます。これで答弁とさせていただきます。

阿古副議長 保健福祉部長。

田宮保健福祉部長 1番、山下議員さんから少子化対策についてということでご質問をいただいております。

質問内容につきましては、産婦人科医療機関、分娩も含んでのそうした医療機関の対応についてというご質問でございます。

答弁といたしまして、産婦人科医は労働条件が厳しいことから、研修段階から敬遠され、減り続ける一方と言われております。学会の調査報告では、産科、婦人科の看板を掲げ、ベッドがある病院にもかかわらず、出産を扱う専門医のいないところがふえておるといふ現状でございます。

全体の医師数は増加しておるわけですが、産婦人科は当直が多く、勤務時間も長いのに、待遇は他科に比べ悪い実態と言われております。

臨床研修でその大変さを知ると、志願しなくなるという現象が生じておるといふ状況でございます。

看板を掲げる20床以上の病院と有床診療所を調べられたところ、全国で合計4,740の施設がありますが、うち、出産を実際に扱っているのは3,063施設と約65%、残る1,677施設の約35%が妊婦検診は行っても出産は扱わない実態であることが報告されておるわけでございます。

以上のように、大学病院、公立病院等で医師不足の事態が生じている中で、新設及び既設の運営について、大変厳しい状況と考えられるところでございます。

こうしたことから、単独自治体での対応については大変難しいものと考えているところでございます。安心して出産できるためにも、分娩を含んだ産婦人科医療機関の整備及び確保について、県にも強く要望するとともに、広域的に取り組んでいかなければならないという課題であると考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

阿古副議長 1番、山下君。

山下議員 ただいま宮西部長の方から下校時の市内放送の件について、田宮部長の方からは産婦人科の問題についてご答弁をいただきました。

まず、市内放送については、いろいろマンネリ化の問題であるとか、有線放送と無線の問題、またいろいろさまざまな問題があるということで、6月議会のときにご答弁があり、住民の課題がたくさん山積みだということで、難しいと言っていたおりましたけれども、このたび、いろいろと協議をされて、来年の4月に一斉放送を試みるというお話でございまして、そのご回答をいただきましてありがとうございます。何事も初めがなければ改良することもできませんし、ご決断いただいた吉川市長初め、教育委員会の皆様に心より感謝を申し上げます。

昨今では、児童をねらった悪質な事犯をきっかけに、全国的に子供見守り活動が注目され、さまざまな活動が展開をされております。葛城市でも、私の住んでいる北花内で小学生児童に対する声かけ事犯が発生し、付近を通りかかった中学生のおかげで何事もなく済んだという事例がつい先日、あったばかりでございます。しかも、それはボランティア北花内の会の方々が活動してくださっている時間帯のことで、ボランティアの皆さんもびっくりしながら、これからはもっと気をつけようと話し合っておりました。

ことほどさように、幾ら気をつけても気をつけ過ぎることはないと思います。実際に葛城市でも、幸い事なきを得ましたが、そういった事例が起きている事実があります。やはり行政と住民と協力しながら、総力を挙げて自分たちの町に住まう子供たちを守っていくのだという考え方を浸透させ、雰囲気醸成していくことが肝要だと思います。

そのためには、ご決断いただいた下校時の市内一斉放送はよいきっかけになると思いますし、できれば試行錯誤しながら永続的に実施していただきたいと存じますが、もう一度、教育長のお考えを示していただけたらと思います。

次に、産婦人科の件でございますが、確かに今、田宮部長の方から全国的に産婦人科になる方が少なくなっている、また、産婦人科を開設していても分娩ができる数、それが減少しているという状況、それはわかります。そのほか、医師の臨床研修制度の義務化に伴う医師

の偏在や、専門医の減少、大きな問題を抱えておりますし、実際にいろんな問題、この単独自治体では解決できない問題というのは多いのかと思います。

しかしながら、私も地元の方とお話をしていたところ、上の子供は市内で出産できたのだけれど、今は妊娠している子を産めるところがないので、仕方ないから香芝市まで通っているんだというお話を聞きました。やはり地元で子供を産むことができる病院があることは、住民の大きな安心につながるんだろうと思います。ご答弁いただきましたように、単独自治体で対応することは難しいことかもしれませんが、やはり市民の安心と安全を守る立場から、しっかりと考えていかなければならない課題であり、この問題は避けて通れないものだと私は信じています。

そこで、吉川市長にお考えの一端をお聞かせいただきたいと思うのですが、私は、現実的な対応の仕方として、私の考えでは、大きく分けて3つの選択肢があるんじゃないかというふうに思います。まず1つ目は、葛城市単独ないしは近隣の市、町と協力して産婦人科を開設するというもの。2つ目は、現在、大和高田市で単独で維持しておられる高田市立病院に葛城市も相応の負担をして永続的に葛城市民の受診をしていただくこと。3つ目として民間の病院を誘致するという方法。この3つが私の考えではあるんじゃないかと思います。いずれの場合も、産婦人科という過酷な業務形態に見合っただけの報酬を補償するなり、医療訴訟が起こった場合に備えて保険負担をしていかなければならないといった条件面での課題はたくさんありますけれども、何か手だてを講じていかなければならないと思いますし、それが行政に課せられた使命であると考えます。

現在、国は国で考えている最中だとは思いますが、葛城市民を預かる責任者として、どのようにしていくことがベターなのか、お聞かせいただきたいと思います。

以上、2点についてそれぞれ教育長と吉川市長のお考えを示していただきますよう、お願い申し上げます。

阿古副議長 教育長。

総谷教育長 1番、山下議員さんの再質問にお答えします。

昨年度、子供の下校時をねらった犯罪が多発したということもありまして、全国的に大きな話題となったわけです。本市におきましても、やはり子供の下校時に見守り活動を実施していただくと。そのことによって地域の防犯意識を高めていくということが大切だろうということをお考えまして、昨年度の区長会で、大字でできればよろしくお願ひしたい、可能な方法でお願ひしたいということをお願ひいたしました。

そういうことに早速こたえていただきました。北花内、また続いて尺土と、大字を挙げて見守り隊を結成いただいたところでございます。また、有志の方として、ほかにも見守り活動を大字で実施していただいているという大字もございます。非常にありがたいことで、ここで心から感謝申し上げたいと思っております。

それで、市内放送についてですが、今の永続的に実施できる方法はないか、方策を探っていたきたいというふうなお願ひがございました。来年度、4月、子供たちが新年度、新1年生が入学して、そして登校を始める、登下校を始める、その時期にやはり一番地域の方に、

また1年間よろしく見守ってくださいということをお願いする意味を込めて放送することは、先ほど申しましたように非常に意義のあることだなどと思っております。

そこで、1年間永続的にという話ですが、奈良県で既に実施しているところで、生駒郡の三郷町がございます。三郷町は、これはええことやということで、平成17年度、市内放送を子供の下校時に合わせて放送されました。17年度、1年間やってみようということで始められました。しかし、やはり市民の方で、いろんな思いの方があられるわけですね。ちょうど昼過ぎの放送というのは乳幼児の昼寝の時間に当たってくる。そして、夜勤の方が昼休んでおられる時間に当たるわけですね。三郷町も市内放送はトランペットでの放送になりますので、その付近の方から、かなり苦情が多く出て、そして、もう18年度は実施していないということ聞いております。

本市におきまして、私、4月一定期間と申しましたのは、その放送を通じて、その市内の反響等を見きわめながら、その期間ということについては慎重に判断してまいりたいと思っております。

以上でございます。

阿古副議長 市長。

吉川市長 1番、山下議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

少子高齢化対策の中で、今、全国的に問題になっております産婦人科医のことについてご質問をいただいたわけでございます。

先ほど部長の方から答弁をいたしましたように、最近の産婦人科医を取り巻く状況が大変厳しい状況になってきているということ認識をいたしておきまして、市内にも、ご承知のように今まで産婦人科医があったわけございましたけれども、お医者さんの健康上の都合等で一時休まれておったというふうな状況であったわけございました。最近、まだ産科といえますか、出産の分娩のところまでは行っておらないようでございますけれども、診察を始めていただいているというふうにも聞いているところでございます。

いずれにいたしましても、近隣の大和高田市、あるいは御所市の状況も、議員さんが今述べられたとおりであるわけでございます。そうした中で、葛城市として大変心配をしているところでございます。このことにつきましては、葛城広域圏の方でも話題になっておりまして、先ほど議員さんの方からお述べをいただきましたように、大和高田市の方でいわゆる受け入れをしていただく1つの範囲の中に葛城市を入れていただいていると。それも、今申しますような、そういう広域的な立場に立った中での話し合いのことをご理解をいただいているというふうに思っているところでございます。

また、御所市の済生会病院におきましても、今ご指摘をいただきましたように、お医者さんの確保ができないと、こうした理由によりまして10月にその部局を廃止をされるというふうな話も聞いているところでございまして、そのことにつきましても、院長さんといろいろとお願いをしているところでございまして、また、そうした医師の確保の問題につきましても、我々としてできる範囲のご協力をさせていただきたいというふうに申し入れをしているところでございます。

そうしたことでございまして、一方では先ほど部長の方の答弁の中にもありましたように、いわゆるお医者さんの学校とのかかわりの問題もございまして、だんだんと減ってきているというふうな実情もあるわけでございます。そうした中で、大阪圏、そんな中で、そうした科目を持っておられる大学もあるわけでございますので、そうしたところへも積極的に、本市は公立の病院がないわけでございますので、先ほど申しますように、広域的な立場の中からは応援をさせていただくという意味から、そういう確保につきましても、最大限の努力をしなければならぬというふうに思っているところでございます。

いずれにいたしましても、大変厳しい中でございますので、議員におかれましてもいろいろとご協力をいただいて、またいい案等がございましたら教えていただいて、ともにこの解消に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

阿古副議長 1番、山下君。

山下議員 ただいま教育長並びに吉川市長の方からご答弁をいただきましてありがとうございます。

市内の下校時の一斉放送、問題点等々挙げられるけれども、葛城市としては来年2カ月実施して、その状況を見きわめながらやっていくんだというお答えをいただきまして、それがすべて私もその方法がベストだとは思っていませんので、それをやりながら、いろいろと考えていく方法を考えていきたいというふうに思います。

私は、子供の安全を守ることは、我々大人に課せられた重大な使命だと思っておりますし、そのためにみんなで力を合わせて、知恵を絞って、行動していかなければならないというふうに考えております。

先日、NHKの放送で、子供の安全を守る活動を取材した番組がございました。その中で、奈良の私立の小学校では、全児童に携帯電話を持たせて、出席が確認できた時点で親御さんにメールを一斉送信していただきましたし、防犯ブザーが鳴った場合も、学校や親御さんに緊急メールが送信され、場所も特定できるようになっていました。また、ある小学校では、全市民に小学校の下校時間を書いたプリントを配布し、できるだけその時間に表に出てもらうように協力を要請しているところがありました。ほかにも、さまざまな手段を講じて子供たちの安全を守るために苦心している様子がよく見てとれました。その中でも、コメンテーターの方が、安全と安心は違うというふうにおっしゃり、安心は心情、心の問題で、安全は物理的に危険ではないという趣旨の説明をしておられましたが、確かにそのとおりで、これだけのことをやっているから安心だというふうに思わせることも大事ですけれども、実際に子供たちの身に迫る危険をどれだけ排除していくかということを考えるのが大事だということです。これからも一緒にともに考え、より危険の少ないまちづくりにお力を注いでいただきますようお願い申し上げます。

続いて、産婦人科の問題でございますけれども、今、吉川市長さんの方からご答弁がありましたように、非常に厳しい状況の中で、葛城の広域圏として、これについて話し合い、話題にしていると。また、医師の確保、できる範囲で頑張っていきたい、大阪の産婦人科をたくさん擁している大学病院と積極的に話し合う努力をしていくというお答えがございまし

た。どの方法が行政としてできる一番いい方法なのかということはありませんけれども、やはり市民の安心、安全を守る立場から、ともに考え、子供たちを安心して産むことができる、安心して育てることができる、住み続けていきたい町にするためには、その努力が必要だと思っておりますので、これからもよろしくお願ひしたいと、努力いただきたいということをお願ひいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

阿古副議長 山下和弥君の発言を終結いたします。

次に、2番、朝岡佐一郎君の発言を許します。

2番、朝岡君。

朝岡議員 公明党の朝岡でございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、先般提出させていただきました通告書に基づき、質問をさせていただきます。

本定例会は、本市が合併後、初めて通年の歳入歳出予算に対する収入と支出の結果を集計した今後の市行財政において基盤を示す決算の認定を議決する大きな大変重要な議会であり、過日、決算特別委員会では、決算審査の各項目において活発な質疑が交わされ、その行政効果や経済効果が後年度の予算編成や行政執行に生かされるべき議論の場であったと思っております。

本会議初日、監査委員さんから審査報告でも述べておられましたように、一般会計及び特別会計の17年度収支はともに黒字であり、市が合併後の財政力を示す指数においても、経常収支比率、公債費比率ともに、その数値が好転し、合併効果が今後へ反映される財政に大いなる評価を得た意見であったと感ずるものでございます。なかんずく、市長を初め、市当局各位の日々のたゆまぬ努力と、市民皆様のご理解、ご協力のおかげであると感謝いたすところでございます。

しかしながら、地方分権が示す国の三位一体改革で、ますます自治体独自の財政力は問われ、厳しい時代となる将来のためにも、痛みの伴う社会保障制度の改革や新たな財源確保の観点から、市民各位のさらなるご理解、ご協力に、私ども公明党市議会議員団、川西幹事長とともに、今後も本市の行財政改革へ意見を述べてまいりたいと思っております。

また、本会議にて提出をされました本市の将来におけるまちづくりの基盤となる葛城市基本構想が議決となり、この自然環境を生かした、安心、安全の住みよいまちへの将来像が示され、今後の住環境整備へ期待を秘めた目標が設定され、本市が県下においても対等合併で新市となり、住民の皆様が住み続けてよかったと思えるまちのモデルとなる時代が訪れることを期待し、構想実現に大きな夢を抱くところでございます。

その政策目標の1つに掲げる目指したいまちの姿である学校教育において、大切な次代を担う子供たちを安心して安全な環境のもと、学習能力向上と健全な人格の形成を地域一体となつてつくり上げていくと明記をされております。

そこで、現状の市内小中学校における児童、生徒の放課後学習についてお尋ねをしてみたいと思っております。

まず、現状の市内2校の中学校において実施をされています放課後チューター学習につい

てでございますが、この事業は、当初、県の補助事業として開始され、その後、各管轄の市町村へ移行し、17年度においても42万円の教育費からの支出を計上されていたと記憶いたしております。中学生の補習授業や学校生活へのアドバイスを、現役の大学生、将来教師を志す者が自身の歩んできた経験談等を織りまぜ、学習能力向上へと、また思春期を迎える生徒への悩みの解決にサポートとなっており、保護者の方からも非常に感謝の声を聞いております。

ただ、さまざまな事情があるとは推察いたしますが、このチューター事業が市内両中学校において開催日程等、違いがあると聞いております。現状の開催状況と、実際、授業を受けている生徒の参加状況、そして経費の内訳等、お聞かせいただきたいと思っております。

次に、小学校の児童における昨今の家庭教育現場では、授業の理解とさらなる学習能力向上へと保護者の期待が、夜間の学習塾へ通わせる事象が多く見受けられます。しかしながら、母子家庭、父子家庭、また経済的な事情により教育費の捻出にご苦労されている家庭の児童たちには、学校での学習でしか理解度を深める場所はなく、家庭において、予習、復習をすることを指導いただければいいのはわかりますが、現状は、その一役を担う保護者がさまざまな家庭事情により就労されており、大変厳しい環境であると感じるわけでございます。

両校区にあっては、保護者のかわりに預かる学童保育事業は既の実施されておりますが、福祉の観点からではなく、初等教育課程の観点から、行政として何か受け皿になる、いわゆる昔の寺小屋的な小学生児童へも放課後チューター事業の創設ができないものか、このような事業を実施されている地域、また近隣市町村の現状をお知らせいただき、教育長のご見解をお示しいただきたいと思っております。

よろしくご答弁をお願い申し上げます。なお、再質問は自席にてさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

阿古副議長 教育部長。

宮西教育部長 2番、朝岡議員さんのご質問にお答えいたします。

中学校で実施中の放課後学習チューターについてのお尋ねでございます。

学習チューターは、学習相談を初めとした学習上のつまずきの解消や、学習意欲の向上を図るために、将来教職を目指す学生の指導員でございます。

新庄中学校では、教師とのふれあいの場として設定した1年から3年生のふれあいタイムや、夏季休業中の2、3年生を対象とする学習会を開催いたしております。一方、白鳳中学校は、定期考査1週間前と夏季休業中に実施しております。

参加生徒は、2つの中学校とも、各学年10名から20名でございます。

この事業は、1回、1人、1時間当たり1,000円で、1回、2時間、3人で、年間35回開催し、予算は42万円でございます。

次に、小学生を対象にした放課後の取り組みについてでございます。

まず、大阪市で実施されております児童いきいき放課後事業がございます。本事業は、市内298の小学校全校で希望する児童を対象に、1年間にわたり、月曜から金曜日、短縮授業日、土曜日、長期休業日に実施されております。

指導員は、教員のOBとアルバイト指導員やボランティア指導員を活用して活動されております。

ただ、本事業の場合、放課後に行う活動は、いわば強化学習ではなく、宿題をしたり、各種のスポーツやさまざまな文化活動、遊びなどで、あくまでも活動内容は子供たちの主体性に任せているとのことで、純粋な放課後学習とは言いづらい向きがございます。

登録する児童は約50%、保護者が迎えに来ることが前提となっております。

県内の市町村では、大和高田市におきまして、おさらい教室と称しまして、市内小学生の4年生から6年生の児童の希望者を1カ所に集め、実施されております。週2回、放課後の午後4時から6時までで、保護者の迎えが前提となり、月謝は月5,000円です。市全体の参加者が、例年2人から10名程度とのことでございます。

葛城市教育委員会といたしましては、定められた教育課程をさらに超えて、小学生に放課後学習を実施できる環境にあるのか、また子供の安全等々、さまざまな課題を乗り越えていく方策が見つけていけるのかを検討してまいりたいと考えております。

これで答弁とさせていただきます。

阿古副議長 2番、朝岡君。

朝岡議員 ただいまのご答弁、厚く感謝申し上げます。

教育部長からのご答弁もありましたように、本市における放課後チューター学習は、近隣市町村が県の事業から移行した経緯により、この事業を取りやめる事例の中、旧新庄町では町独自の事業として継続し、合併後は、旧當麻地区の白鳳中学校へも実施いただいたことに教育の町として県下でも注目されている旧町時代の特性を継承されていることに心から敬意を表するものでございます。

しかしながら、新庄、白鳳両校において、今ご説明をいただきましたように、少し事業の実施日程に差異があり、各保護者の皆さんからは誤解を招くような事態も考えられます。やはりできるだけ両校に通う生徒の公平性を満たすためにも、同じ開催条件でやることが望ましいのではないかと考えられます。

また、中学生では、体と精神面の育成をする観点から、多くの生徒がクラブ活動に励んでおります。先ほどの事業参加実態報告がございましたが、参加数の状況からは判断しづらいわけですが、現状の事業日時において、クラブ活動参加の生徒では、なかなかチューター事業を受けることが難しいとの保護者の皆さんからのお声を聞いております。事業の拡充については、人材確保等、困難な問題もあろうとは思いますが、報酬費の予算の増額も踏まえて、再度、今後のご所見をお聞かせいただきたい、このように思います。

また、小学生につきましては、やはり放課後に学校施設に残し、児童の下校に伴う安全性が大きな壁になっていると、こういうご答弁にもありましたのはよく理解をさせていただきました。もちろんこのような事業を実施することにおいては、大阪市の事例でもありましたように、その保護者や地域住民の皆様にも協力体制を理解させ、一体となって取り組んでいかなければならない、こういうことでなければ実現性はないと思っております。ただ、小学生といえども、いじめの問題が起こる昨今で、その学習過程においていま一つ理解できな

い、いわゆる子供たちが人格形成の骨格となるこの発育の時代に学習塾に通わせることだけでその問題を補っているとは到底思えませんし、集団下校の安全性が優先され、授業が終われば急いで帰ると、こういう現状に憤りを感じておられる方も多いのではないかと感じる次第でございます。

先ほど申し上げました葛城市基本構想にも触れてありましたが、子供たちにとって日々の学校生活が楽しく充実したものであるとともに、地域の資源や人との交流を通して、みずからの学習力の向上と地域への愛着を育成していく、このように明記をされております。

以上のことを踏まえつつ、今後の国の方向性などもご紹介をいただき、今後のご見解を再度お尋ねをしたいと思います。

阿古副議長 教育長。

総谷教育長 2番、朝岡議員さんのご質問にお答えします。

中学校の放課後学習チューターについての再度のご質問でございますが、部活動に参加する子供にも参加の機会があるように、できるようにというお話でございますが、もちろん同一日であればたくたで疲れていますので、そこから勉強をまたしようという意欲のある子供がどれだけいるかということも問題なので、これは不可能ですが、できるだけ多くの子供たちが参加できる状態に配慮していくということは両校とも相談しながら実施方法については検討していきたいと考えております。

両校の実施方法の統一化ということではありますが、これはその学校にとって、その学校の子供たちにとって最も効果的で適切な時間、それについては学校の創意工夫ということは大事にしていかなければならないと思っております。

また、本事業の拡大についてでございますが、これにつきましても、そのニーズ等、十分勘案しながら、中学校とも相談しながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、今後の国の方向性ですが、これは先般、文部科学省と厚生労働省が、来年度の概算要求の中で、放課後子供プランの創設を掲げております。先日の新聞での発表もありました。

これは、全国ほぼすべての公立小学校区に当たる全国の約2万カ所で、放課後や週末に児童を預かる放課後子供教室、これを設けていきたい。もちろん防犯面、それから少子化対策としても親が安心して働ける環境の整備を図っていきたいということで、これは厚生労働省と文部科学省の両方からの計画案でございます。

この事業は、放課後の学力補充という面ではありません。いかに子供を預かって、その期間、子供たちが自主的に主体的にやりたいことをやらせる。そのために団塊の世代の退職が間もなく迫っておりますので、そういう方を雇用して、そして子供たちを見てもらうというのがその放課後子供プランの中身でございますが、この事業を活用しながら、本市としてそのような、今おっしゃったような効果的な方策が見つかることができないかどうか。これをうまく運用しながらいけないかどうかということもあわせて検討してまいりたいと思っております。

以上です。

阿古副議長 2番、朝岡君。

朝岡議員 再度のご答弁、また教育長からのご答弁もありがとうございました。

中等教育課程における補習授業と現状、先ほどご案内ございましたように、新庄中学校での実施のふれあいタイムでの学習支援、また白鳳中学校での夏期休暇と長期休業期間での今後の拡充の取り組みに、できる限り部活の参加生徒の配慮も考えて、また両校の均衡性をとりながら、この事業の存続に新たな努力を期待いたしておるところでございます。

先日の新聞報道に、全国の公立小学校における校内暴力の事件の実像調査の記事を目にし、心を痛くした方が多くおられたのではないかと推察をいたしております。見出しには、キレる小学生のことに目を覆うばかりか、学校内では注意した教師への暴力を振るうなど、少なくとも私の小学校の時代では考えられなかった事例の内容でございました。残念なことに、奈良県においても、その発生件数は増加の傾向にあるようで、全国的にも急増している実態に、文部科学省は、感情を抑えきれない児童がふえている、学校だけでなく、保護者にも協力を求め、校内暴力に歯どめをかけていきたいとのコメントが記載をされておりました。

幸いにして、本市には、このような事例は発生されておりませんが、今後、どのような事例が発生するとも限らない時代でございます。先ほどのご答弁にもございましたような、国の施策として将来創設されようとしているこの放課後子供プラン等、早期の実現へ向け、また防犯面の問題、乗り越えていかなければならない多くの課題は行政がその先頭に立って旗頭の役目を果たしていただき、家庭、地域間の対話、学校の指導方針や家庭に携わっていくことが私どもも含めた行政の役割であり、大きな今後の責務であると思われまます。

本市の政策の柱である子育て支援の観点からも、さらなる体制づくりを望みまして、私の質問を終わります。明快なご答弁、まことにありがとうございました。

以上でございます。

阿古副議長 朝岡佐一郎君の発言を終結いたします。

次に、5番、吉村優子君の発言を許します。

5番、吉村君。

吉村議員 ただいま議長の許可を得まして一般質問をさせていただきます。

3点お伺いします。

まず、屋外広告物の規制についてお尋ねします。

この屋外広告物につきましては、旧新庄町時代にも質問をしております。車で走っていて、何かすっきりとした印象を持つところは、ごみがなく、清潔感があることと、建物や広告物に対する厳しい規制が設けられているということ。そこで、せめて広告物に対してだけでも具体的な規制が設けられないかということで、色のトーンを少し抑えるとか、看板の天の高さを何段階かに決めるとか、また看板に同じ素材、または色の枠をつくるとか、何か統一感を出すものが必要ではないかとの提案をさせていただきました。

現在、24号線の沿道におきましては、そういった規制もないまま、その結果、種々雑多と感ずる道路になってしまっています。

そこで、南阪奈道路の葛城インターをおりて初めて目にする奈良県の道路、御所香芝線、通称山麓線や隣接する葛城市基本構想に山麓景観保全ゾーンと位置づけられた地域等にお

きましては、10年、20年先にすきっとした印象の道路であり、地域となるために、何らかの規制を設けられないかと思いますが、その点について伺っておきたいと思います。

次に、広域避難地等に発光ダイオードを光源とする太陽電池式照明灯の設置をということです。

ご存じのとおり、太陽電池式照明は、昼間、太陽光で発電した電気を蓄電池に蓄えるため、外から電気を供給する必要がないため、地震や落雷などによる停電時にも使えるのが特徴です。ということで、設置場所によっては災害時に大変有効だと考えます。

現在、新庄庁舎前駐車場や當麻庁舎に既に寄贈され、設置されていますが、先日の新聞によりますと、シャープから10月5日に新機種を発売するとのことで、明るさが従来の2倍になった一方で、消費電力は約15%押さえたとの記事が掲載されていました。シャープのソーラーシステムということは、葛城市の企業の顔だと考えます。

こういった照明を地域の災害時用に他の市町村に先駆けて設置することにより、今までに恩恵を受け、また将来を見据えた企業への協力ともなると考えますが、これらの点について意見を伺っておきたいと思います。

最後に、公務員の飲酒運転に対する罰則等についてお伺いします。

皆さんもご存じのとおり、先般、福岡市におきまして市職員の飲酒運転により将来のある若い3人の命が奪われました。お酒を飲んで運転するということは、公務員ならずとも許されることではありません。しかし、あの事故以降にも、全国で飲酒運転による事故が後を絶たないのが現状です。

そこで、葛城市の市職員の飲酒運転に対する罰則規定なるものがあるのかないのか、また既にあるとすればどういったものなのか、まずは葛城市の現況についてお聞きしておきたいと思います。

質問は以上です。再質問は自席で行わせていただきます。

阿古副議長 市民部長。

杉岡市民生活部長 それでは、5番、吉村議員さんの屋外広告物に対する規制について、特に山麓景観保全ゾーンや山麓線におけます具体的な規制を設けてはというご質問に対して、お答えさせていただきます。

屋外広告物の事務につきましては、従来、県で行われておったわけですが、平成14年4月1日より、県の事務処理の特例に関する条例の改正に基づきまして、広告物の掲出の許可、違反広告物の除却等は市町村で行うこととなっております。

屋外広告物は、大きく分けまして、許可事務と除却事務の2つの仕事がございます。

許可事務につきましては、店舗などの壁面広告や広告塔などの申請があったものに対して、条例規則に即し、許可をいたしまして、その大きさ等によりまして許可手数料を受けるものでございます。

許可事務の一番大きな弊害となっておりますのは、県の時代より、事業者へのPR不足もございまして、無許可や違反の屋外広告が入り混じっており、申請主義となっておりますのがその原因の1つかと考えております。

葛城市になりまして、改めて無許可や違反の屋外広告物を調べまして、データを取り、まとめおるところでございますが、それに基づきまして、申請のない事業者に対しましてのPRや違反広告物に対しまして改善勧告をしていこうというところでございます。

除却事務といたしましては、毎年2回、県、関西電力、NTT共同で違反事務の簡易除却を行っておるわけでございますが、本年につきましては、8月1日、県から4名、関西電力から2名、NTTから2名、市の職員8名、合計16名で除却事業を行いまして、張り紙につきましては711枚、張り札につきましては64枚、立て看板につきましては40枚、のぼりにつきましては16本、合計いたしまして831件の除却をいたしたところでございます。

また、9月5日から11日までの県の屋外広告物美化週間に合わせまして、環境課におきまして、389件の違反広告物の簡易除却を行いまして、次の合同によります簡易除却の作業につきましては、来年の2月14日を予定しているところでございます。

次に、屋外広告物の規制の概要でございます。

葛城市では、許可基準を定めまして、許可申請に対する許可を行っておりまして、道路や鉄道の沿道、沿線に、建植広告物や広告塔を掲げる場合につきましては、市街化区域や市街地の場合、あるいは自己の店舗や事務所に掲げる場合を除きましては、沿道、沿線から100メートル以上離れた場所に設置いたしまして、かつ広告の相互間の間隔につきましては100メートル以上離れることとなっておりますわけでございます。

また、県におきましても、屋外広告物を設置いたしてはならない地域や場所などを条例で指定しておりまして、葛城市におきましては、禁止区域といたしまして、第1種低層住居専用地域がそれに該当しておるわけでございます。

しかしながら、自己の事業または営業に関しまして、事務所、事業所への屋外広告物を掲げる場合につきましては、10平米以下でございましたら禁止区域であっても屋外広告物を設置することができるわけございまして、許可の必要もございませんということが現状というところでございます。

さて、屋外広告物に対する規制に関しまして、特に山麓景観保全ゾーンや山麓線におけます具体的な規制を設けてはということでございますが、葛城市の場合、中核都市でございます奈良市のようにみずから禁止区域を指定することはできませんので、生駒市の登美ヶ丘駅の周辺区域や、9月1日に県から指定されました五條市の京奈和自動車道のインター付近の景観保全型広告整備地区のように、自家用広告物以外の広告物の禁止を県の方に申請することも考えるわけでございますが、広告物をかける場合は色使いを押さえるなど、葛城市におきましてもこれらと同様の地区指定を県に申請するということも考えることができるわけでございますが、これにつきましても、事業主が広告に対しまして期待、それから広告を設置する土地提供者等の立場等を考慮いたしながら、その地域のコンセンサスも必要でございますので、いましばらく現行の許可基準、規制の範囲内で適正な事務執行を遂行してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

阿古副議長 総務部長。

大武総務部長 ただいまご質問いただいております吉村議員さんの2点目のご質問でございます。

広域避難地等に発光ダイオードを光源とする太陽電池式照明灯の設置についてということについてご答弁を申し上げます。

地域防災計画にもございますように、東南海、南海地震や中央構造線断層帯地震などの大規模な災害が発生いたしますと、市内でも多数の避難者が想定をされているところでございます。

こういった避難者の方は、市内で13カ所指定しております広域避難所へ避難されるわけでございますけれども、災害が夜間に発生いたしますと、インフラの途絶によりまして、避難所を特定できないといった、こういった状態が予想されるところでございます。

こういった場合に、独立電源式の照明といたしまして、太陽電池式照明灯が広域避難所の目標物の1つとして非常に有効となってくるわけでございます。

ご承知のように、この太陽光を利用した液晶パネルの照明灯は、地元の企業のご寄付によりまして、既に新庄庁舎、それと當麻庁舎周辺6基設置をいただいております。最近はこの光源にLEDという発光ダイオードを使いまして、同様の照明灯を製作している会社も十数社ございます。

ご質問の照明灯につきましては、市内の太陽電池を生産している国内最大手のメーカーが開発されまして、近く発売されると、こういうふうに関心しております。他社の製品に比べまして、太陽電池、LED、蓄電池ともに長寿命であり、また従来機サイズのまま約2倍の明るさを実現したということでございます。さらには地震センサーつきということで、震度5相当以上の揺れを検知した場合には、連続フル点灯するというふうに関心しております。

発表段階での価格につきましては、1基五十数万円というふうに関心しております。今後につきまして、地域防災計画に即して諸施策を講じていくわけでございますが、ご提案をいただいております照明灯は、何分現在では高価なものでございまして、設置数あるいは設置場所の問題等もございますので、今後、十分検討をしてみたいと、こういうふうに関心しておりますので、よろしくご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

阿古副議長 企画部長。

吉川企画部長 ただいま、5番、吉村議員さんから、公務員の飲酒運転に対する罰則等について、8月末に発生いたしました福岡市職員による幼い子供3名の飲酒事故があったわけでございます。それを受けて、葛城市の現況についてお尋ねいただきました。

本市職員の罰則等につきましては、助役を委員長といたします市懲罰審査委員会があるわけでございます。その中で、葛城市職員懲戒処分に関する指針に基づきまして、分限処分、または懲戒処分の公正を期すために審査するものでございます。

委員会としては、先ほど申し上げました助役を委員長に、収入役、教育長並びに各部長の12名で組織されております。

内容を申し上げますと、飲酒運転等で人身事故を伴うものの事故が発生した場合、酒酔い

運転をして人を死亡させ、または重篤な障害を負わせた場合につきましては免職、酒酔い運転をして人に障害を負わせた場合、免職または停職、酒気帯び運転をして人に障害を負わせた場合、免職、停職、または減給となっております。その他、交通法規違反として、酒酔い運転をした場合、免職、停職、または減給という取り扱いを定めておるところでございます。

なお、これらの指針につきましては、国におけます人事院通知、懲戒処分の指針についてを準じまして、本市職員の懲戒処分の標準的な処分量定に関する基準を定めさせていただいておりますので、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

阿古副議長 5番、吉村君。

吉村議員 それぞれからご答弁いただきましてありがとうございます。

屋外広告物におきましては、いろいろお聞かせいただいて、結局は現状のままで、現況のままという感じなんですけれども、これ、大和からデザインを考えるという本、これ、最近手に入れたんですけれども、手に入れたのは、今言ったとおり最近なんですけど、発行が1995年、10年前なんですね。その中に、あなたの町の景観診断ということで、たまたま新庄町が載ってまして、上が24号線、下が山麓線なんですけれども、これにどういった景観診断が載っているかといいますと、葛城山と二上山のふもとに抱かれた農村、山麓一体は、豊かな田園と村落、町中にもまだ美しい景観が残っている。全体的によい景観の多いところ。ここでも、ここでもというのは、この前に斑鳩町の景観診断があって、それを受けてなんですけれども、ここでも国道やバイパスの沿道は汚く、既に行政としても手を入れる余地はない。救いは山手を走る県道香芝五條線の沿道は、まだロードサイド出店がほとんど見られず、このまま保存すべき施策が必要というふうに書かれているんですね。

この写真を見まして、24号線と山麓線、この山麓線はちょうど山田のうちの畑が写っていたんですけれども、10年前、撮るところによると思うんですけれども、全然今のところ見た感じ、10年前と余り景観は変わっていないんですけれども、この10年とこれからの10年というのは変化に加速、かなりこれから先いったら加速がかかると思うんですね。こうした今何もない間に、今コンビニとか、割と点在してきていますけれども、この何もない間に山麓線にもこういった何か規制を設けて、先ほど具体的なことをちょっと言いましたけれども、それは全部ではなくて、ただ思いついたことを書いたんですけれども、1つでも何か規制を設けていただいたら、少し1つ2つと看板が立った場合には、それは何もないでしょうけれども、全部が24号線みたいになったとき、何かすっきりとした感じが出るのではないかなというふうに思っているんですね。

もっと極端な言い方をしますと、先般、グリーンツーリズムの講演会を聞きに行きましたら、そのときに、ドイツに研修に行かれた方の報告がありまして、その方は、ドイツの田舎町を走って本当に看板がないということで、よくよく見ると、敷地内に本当に小さな木の看板があるだけ、それも道路沿いに、道路の方に面してあるということで、道の方に出ていないということだったんですけれども、これは国民性の違いもあるでしょうけれども、そういった看板の出し方でも、全然向こうは文句も出ない、用も全部足りてるということで、そん

な極端な例はあれかもしれませんが、そういった看板を表に出さないという地域も、全国に知れ渡ったら、それが1ついい広告になるんじゃないかなというふうに思います。

先ほどおっしゃったいろんな規制がかかっているわけですがけれども、先ほど五條の例をおっしゃっていました。9月1日から実施なさっているんですけれども、京奈和自動車道のインターチェンジ付近のみにですけれども、ここは電光掲示板や彩度の高い原色を使った広告塔看板は設置できないと。それと、事業所での社名などを示す看板や、方向などを表示する案内誘導板以外は認めず、立て看板も高さ3メートル、表示面積も5平方メートル以内と制限され、回転灯や点滅灯、電柱などへの張り紙も禁止対象となったりということになっているんです。まだまだ規制はあると思いますけれども、これは今決めておかないと、これからはずっとこのままの24号線みたいな状態になると思いますので、ちょっとこれは考えていただけたらなというふうにお願ひしておきたいと思います。

それから、発光ダイオードのソーラーの照明灯の件なんですけれども、現在、新庄庁舎前に3灯立っています。夜間見せていただきますと、それだけではちょっとやっぱり暗い感じはするんですね。外灯の方が明るくて、今その外灯の方が目立っている感じはするんですけれども、これが停電になって、真っ暗闇になった場合には、すごく効果があると思うんですね。

今言っているのが、今新発売のものはまた2倍の明るさということで、もっと効果が期待できるのではないかなというふうに思います。部長がお答えになったとおり、避難所の目標物として、本来だったら私は各公民館に欲しいところですがけれども、今、地震のセンサーつきで50万、五十数万とおっしゃっていましたが、私、新聞で見ましたら70万になっているんですね。なかなか高価なものなので、ちょっとそれは全部の地域は難しいかもしれませんが、せめて広域の避難地には設置していただけたらなというふうに思います。

葛城市はソーラーのまちというイメージを定着させるためにも、ぜひこれは設置していただきたいというふうに思うんですね。このソーラーの記事でも、最後、各自治体、企業に売り込む予定というふうになっていますので、売り込まれる前に、先にソーラーのまちとして葛城市が設置していただけたらというふうに、これも願ひしておきたいと思います。

それから、最後の罰則規定なんですけれども、私、この通告書を出しましてからいろいろ調べましたら、長野県の小諸市でしたら、職員自筆による誓約書とか、福岡市は飲酒運転は原則懲戒免職ということですね、飲酒運転は。それから、佐賀県の多久市でしたら、お酒を勧めたり同乗したりした職員も懲戒免職処分ということで、その時点で佐賀県を含む9自治体が無条件免職、それから奈良県にある26自治体が最も軽い処分で戒告というふうに、自治体によってすごく格差があるなという思いがしていたんですけれども、それ以降にかなり、滋賀県や神戸市でも厳しい罰則に変わってきています。ただ、私自身は、必ずしも罰則規定が厳しければいいというふうに思いません。ただ、あの事故以来、これだけの記事があるわけですから、世間というか、世論としては、やはり飲酒運転、特に公務員に対する飲酒運転に対しては厳しい目があることは確かだというふうに思います。

でも、私は意識が大切、意識の問題だというふうに思っているんですね。飲酒運転でなく

でも、交通事故で、今まで一緒にしゃべっていた人が突然亡くなるというのは、これは本人のその人生もそこで終わるわけですけども、残された家族もやはりずっと引きずるわけですよ。あきらめきれない気持ちは何年たっても消えないものです。それと、やはり加害者も将来、そこで終わるわけですけども、その家族もやっぱり一生重い荷物を背負うわけですから、そういうことを考えてもらって、絶対家が近いからとか、警察に見つからなければ大丈夫という安易な考えは絶対やめて、それは職員の皆さんだけではなくて、ここにいる議員の皆さんも同じなんですけれども、本当にそれを意識、ずっとそういう意識を徹底していただいて、絶対飲んだら乗るな、飲むなら乗るなは当たり前で、飲むんだったら乗っていかない。乗った場合、仲間が乗って、ハンドルを持つ仲間は絶対にとめるという、それを徹底していただきたいと思います。この点についてだけ、ちょっと市長のご意見を伺っておきたいと思います。

阿古副議長 市長。

吉川市長 5番、吉村委員さんの再質問にお答えをいたしたいと思います。

屋外広告物、あるいは発光ダイオードの光源を利用したことにつきましては、ご要望をいただいたわけですので、さらに検討していきたいというふうに考えます。

公務員の飲酒運転にかかわります罰則でございます。先ほど部長が答弁をいたしましたように、本市では、いわゆる人事院の要項に基づきまして、先ほど説明をいたしましたような基準を設けている。それにつきましてはの判定と申しますか、そういうことにつきましては、助役を中心とした委員会を設置いたしまして、それぞれの事象について検討を重ねていくと、こういうことになっているところでございます。

今議員さんも述べられましたように、要は公務員の規律を、公務員法に基づくいろんな規律、いわゆる規制があるわけでございますけれども、そうしたものをきちっと守って、あるいはまた一般の社会人としてもきちっとそうしたことを守っていくことが一番大事であろうというふうに思っているところでございます。

したがって、今の説明をいたしました、答弁をいたしました罰則規定につきましては、そういうことを大事にしながらやっていきたいと思っております。そうしたことが起こらないために、職員の研修等を十分重ねながら、既に申しますように、いわゆる事故を起こさない、飲んだら乗らない、そうしたことを徹底できるような職員間の意識をきちっと持ってもらうように、さらに進めていきたいというふうに考えます。

以上です。

阿古副議長 5番、吉村君。

吉村議員 市長からお答えいただきましてありがとうございます。本当にこれは、本当に意識、罰則が厳しくなればよいという問題でもないですので、市長もですけども、部長皆さんにも、職員の皆さんに指導徹底していただきたい、それをお願いしまして、私の質問を終わりたいと思います。

阿古副議長 吉村優子君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時19分

再 開 午後3時45分

阿古副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番、川西茂一君の発言を許します。

8番、川西君。

川西議員 それでは、ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

初めに、国民健康保険医療費の削減の一貫として、ジェネリック医薬品の啓発について、また老人保健医療費の削減について、最後になりますが、飲酒運転撲滅について、以上3点について質問をさせていただきます。

我が国では、いづどんな病気になっても病院窓口で支払う額はかかった医療費の3割以内で済みます。がん治療など、医療費が高額になった場合でも、さらに低い割合の負担限度額が設定されているため、安心して治療を受けることができます。この日本の医療制度を支えているのが世界に誇る国民皆保険制度ですが、少子高齢化、また人口減少が進む中で、制度を将来にわたって維持していくことに不安が生じております。

主な理由は、医療費の急激な伸びにあります。医療費の総額である国民医療費は、私たちが納める保険料と税金、勤務先の企業が納める保険料と税金、窓口で支払う実費等で成り立っていますが、急増する老人医療費の伸びが現役世代の負担だけでは限界が明らかになり、今回の改正につながりました。

負担の見直しでは、現役世代が負担する保険料の3分の1が高齢者医療費に充てられるなど、医療給付費の世代間格差が大きくなっている現状を踏まえ、そうした改革になっております。また、増加の一途をたどる医療費の伸びの抑制を目指し、10月から始まります医療改革制度では、治療から予防、入院から在宅へと医療費の重点の転換を図っています。

公明党が主張し、改革の柱の1つに盛り込まれましたのが生活習慣病対策です。糖尿病や高血圧、また動脈硬化など、生活習慣病に係る医療費は国民医療費の3割を占めています。これを未然に防ぐことで医療費を削減しようというものです。

内容は、おなかにたまった内臓脂肪による内臓脂肪症候群、メタボリックシンドロームの防止に重点を置き、血糖値、また内臓肥満、コレステロール、血圧の4項目の検査を実施し、検査後の保健指導も徹底し、有病者、また予備軍と診断された人には治療を進めたり、運動や食事に関する保健指導を行う予定となっています。

しかし、医療費の高騰が続いています。そこで、今回、提案させていただきましたジェネリック医薬品の普及を推進することで、少しでも医療費が低下できればというふうに思います。このことは、皆様もご存じのように、後発医薬品であり、特許権の期限が切れた薬品です。効能については全く問題がありません。特に生活習慣病で薬を飲み続けている方には、大幅な薬価の引き下げにつながるのではないかと思います。担当課のお考えをお伺いしたいと思います。

次に、老人医療費の削減についてお伺いいたします。

健康で長生きしたい、これはだれもが願う人生最大の課題です。しかし、年齢を重ねるこ

とでどことなく問題が発生してきます。私も11月で66歳になります。先日、基本検診を受けました。特別に悪い箇所はなかったのですが、体重が少しオーバーしているので、落とすようにとの診断でした。最近、落とすどころか、ますます肥えてきている状況です。ウェルネス新庄にも行っておりましたが、時間の調整ができずに退会いたしました。先日、マグネットバイクを購入し、体重を落とすことに挑戦をしていますが、これもいつまで続くかが非常に不安な状況でございます。

本市も、中高齢者が増加をしてきている状況です。また、団塊の世代も間もなく退職の時期に来ています。高齢者になる前から健康に注意しておくことが健康寿命を延ばすことにつながるのではないかと、このように考えます。

特に男性は、仕事が終わると大きな目標がなくなり、毎日の過ごし方に問題が出てきます。目的を持った日々の過ごし方にも行政も協力することで、健康で過ごしていただだけ、医療費の削減にもつながっていくと確信をいたします。

現在も多くの事業を展開しておられることも理解をしておりますが、中高齢者向けのフィットネスの事業の新たな展開について、提案をさせていただきたいと思っております。

最近、各地で緩やかフィットネスとして、中高齢者向けの事業の展開がなされております。これは筋力向上トレーニングが主な内容になっておりますが、またこの事業に対して専属のマシーン等も開発され、また専門の業者もできてきているような状況でございます。

現在、葛城市福祉総合ステーションにおいていろいろな事業のメニューを行っていただいておりますが、事業のメニューをふやして、中高齢者が利用しやすい事業の展開を行ってはどうかと思っております。

また、指定管理者制度を活用して、専門の業者に委託をしてはどうか、このようにも考えております。担当課のお考えをお伺いいたしたいと思っております。

最後に、飲酒運転撲滅について、お伺いいたします。

先ほど吉村議員さんより質問がありましたが、再度質問をさせていただきたいと思っております。

今、全国各地で飲酒運転による事故が多発をしております。自分は酒に強いから、少々飲んでも大丈夫だ、まだ酔っていない、少し飲んだ方が逆に運転がうまくなる、また目的地がすぐそこだから、また取り締まりに引っかけなければいい等々の理由をつけて飲酒運転をしているのが現状ではないかと思っております。

飲んだら乗るな、乗るなら飲むな、これが原則であると思っております。行政の方々も、議員の皆様も、市民の方々の生活を守るために日夜頑張っておられます。その人たちが市民の幸せを壊し、また自分の一生を台無しにすることにつながるものが飲酒運転です。どうか本日、議場にお集まりの方々が模範となって絶対に飲酒運転をしない、させないと誓い合いたいと思っております。

以上でございます。再質問は自席にてさせていただきます。

阿古副議長 市民生活部長。

杉岡市民生活部長 8番、川西議員さんのジェネリック医薬品の啓発につきまして、国民健康保険医療費の削減の一貫としての取り組みをとのご提案でございます。

ジェネリック医薬品につきましては、急激に進む高齢化社会によります医療費の増大によりまして、個人の負担が一層重くなることが懸念されるところでございますので、医療費の削減を図るための施策として、ジェネリック医薬品が注目されるところでございます。

医薬用の医薬品につきましては、新薬と、新薬の特許期間が切れました後に厚生労働省の承認を得まして製造販売される同じ成分、同じ効果を持った薬品を後発医薬品と申しまして、後発医薬品は、成分名を処方されることから、欧米ではジェネリック医薬品、生じてジェネリックと呼ばれるところでございます。

さきに述べましたように、ジェネリックの最大の長所につきましては、患者さんの負担の軽減でございまして、国の医療費の削減につながるということの評価が出ているために、大学病院や国立病院等で導入する施設が徐々にふえてきておるところでございます。

しかしながら、成分は同じでも、溶解液や添加物などが若干異なるから、先発医薬品の同等の効果を得られるか、また品質や保証の安全性の確保がされておるのか。特に副作用による情報など、医薬品の情報が先発医薬品などということより充実していないという問題点もございまして、安全性を考える上で不安が残ると評価する意見もあるのも事実でございます。

また、すべての医薬品に対しまして、ジェネリックが存在しないことがございまして、現時点では本格的なジェネリックの時代とは言いがたい状況でございます。

本来、投薬の原点につきましては、薬は安易な指標で選ばず、薬の有効性、安全性が十分に確立されたものを患者さんにもご理解いただき、安心して薬が服用できるよう配慮していただきたいという基本的な考えがございまして、

以上の点を考慮いたしましても、ジェネリックに対する問題点がまだまだ残っているものと考えられるところでございます。

行政といたしましては、いろいろな問題が残っている現状、現段階では情報不足でもございますし、住民の方々の啓発につきましては、いましばらく事態を見守りたいと考えておる次第でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

阿古副議長 保健福祉部長。

田宮保健福祉部長 8番、川西議員さんからの質問で、医療費の削減と高齢者生きがいと暮らせる取り組みについてということでご質問いただいております。このことに対しまして答弁をさせていただきます。

市民が日々目的を持った生活、人と会話できる生活、仲間や友のいる生活、家庭、団らの生活が送れることが心と体の健康を維持する上で不可欠なことであります。明るく、活力に満ちた生活を送るには健康が源であり、健康をいかに堅持していくかであります。何といたっても健康時こそ自分自身で、心構え、準備をしていくといった意識を高めてもらうこと、また実行してもらうことが何にもまして大切なことであります。

保健福祉部におきましては、検診、生活習慣病を主体とした1次予防、健康づくり及び高齢者を主体とした介護予防、生きがい教室等、各種の事業を推進しているところであります。

こうしたことから、年々健康の大切さを実感される方、健康づくりに取り組まれる方が

確実にふえているところでもあります。今後さらに関係課と連携を密にし、公的施設を活用した事業の推進、特に高齢者を主体とした取り組みといたしまして、シルバー人材センター、いきいきセンター、ゆうあいステーション、ウェルネス新庄などを活用した筋力アップ及び生きがい、介護予防等の事業について、市民のニーズにこたえられるよう努めるとともに、地域における活動の支援を強めてまいりたい、こうした取り組みにおいて、医療費の削減に期待するところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

阿古副議長 総務部長。

大武総務部長 それでは、8番、川西議員さんからのご質問の3点目でございます。公務員の飲酒運転事故が全国で多発しているということで、本市の取り組みということのご答弁をさせていただきたいと思っております。

先月25日の夜、福岡市におきまして親子5人の乗ったRV車が乗用車に追突されまして、博多湾に転落し、車に乗っていた1歳から4歳の幼い子供3人が亡くなりました。非常に痛ましい、悲惨な事故でございました。この追突した車を運転しておりましたのは、22歳の福岡市職員で、警察の調べによりますと、飲酒運転による事故ということでございます。

また、新聞によりますと、平成13年から平成17年度までの5年間、この5年間で全国で公務員が飲酒運転で起こした死亡事故、これが合計で53件あるということでございます。また人身事故につきましては、1,385件に上るといった報道がございました。こういった飲酒運転に起因する交通事故が後を絶たないため、警察庁におきましては、本年、本月12日から18日を緊急の飲酒運転取り締まり強化週間と定めまして、全国の警察で集中取り締まりなどを実施されております。しかし、公務員等が飲酒運転をして重大な交通事故を引き起こす事例が後を絶たず、大きな社会問題になっております。

本市といたしましては、この3人の幼い命を奪った福岡市の飲酒運転による事故を対岸の火事としないよう、9月1日の部長会におきまして、全職員に対して交通ルールを遵守し、飲酒運転を絶対しないで、責任のある行動をとる旨、周知をいたしております。

また、9月の11日には、先ほど企画部長から答弁がありました葛城市職員懲戒処分に関する指針と、こういうものを改めて、これも全職員に周知をいたしております。

また、さらに職員の飲酒運転の抑止の徹底及びそれぞれの立場での交通安全意識の高揚を図るために、飲酒運転の危険性を重点課題といたしまして、職員の交通安全研修というものを、これも全職員を対象にして来月に実施する予定でございます。

今後とも、交通ルールを遵守して、正しい交通マナーの実践を職員1人1人が習慣づけ、交通事故を防止するようにさらに徹底して職員に対し周知を行い、職員研修もあわせて取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

阿古副議長 8番、川西君。

川西議員 ただいま各担当部長よりご丁寧なご答弁をいただきましてありがとうございます。

もう一度、少し再質問をさせていただきたいと思っております。

ジェネリック医薬品について、少し部長はまだまだ問題点がある、また、情報不足であるというお話をなさっておりましたので、もう少し詳しく述べさせていただきたいと思います。

本年3月の資料によりますと、6,600品目が後発医薬品として登録をされております。しかし、その後発医薬品のシェアは、欧米では数量ベースで50から60%、これを超えているんですが、それに対して日本では、一番多いデータでも、数量ベースで16%、価格ベースで約5%にとどまっているという、こういった現状でございます。

後発医薬品の価格というのは高くても新薬の70%、また物によっては15%程度です。これだけ開発のコストがかからない分、安い価格になっております。しかも、錠剤工夫がされており飲みやすくなるなど、付加価値があるものもあります。厚生労働省は、厳しい試験を要求した結果、世界でも最も厳しい基準で承認をされております。その結果、安全も十分に確保されているというふうにお聞きしております。

どうかひとつ、いろいろと問題があるかと思いますが、ぜひひとつ、この医薬品の啓発をお願いしていきたい、このように思います。

保険者である本市は、このままでは皆保険制度が崩壊するという危機感を持つべきであるというふうに私は思います。市民にさらなる負担を求めるよりも、まず先に医療機関に対する後発医薬品の評価を通して、有効性が証明されているものに関して後発医薬品に置きかえることの働きかけを行っていただきたい。また、薬剤師による代替調整が可能になることを契機に、さらに市民の方々に後発医薬品に対する啓発と周知徹底をお願いしたいと思います。

また、老人医療の削減についてもご答弁をいただきました。

皆様もご存じのように、老人医療費が日本一低いのは長野県だそうです。老人医療費が低い理由として、高齢者が医者にかかる件数が少なく、また入院しても短期間で退院する傾向にあるそうです。高齢者がいつまでも健康で、余り医者にかからない理由として3つ挙げられておるんですけども、高齢者には目的があり、いきいきとしている。また2番目には、健康を支える人たちがいる。3番目には、家族や地域が応援している。この3点が主な理由であると述べられております。しかし、一番大きな理由として考えられることは、目的がある、仕事がある、今日することがある、そういったことではないでしょうか。シルバー人材センターの事業の拡大、またボランティア活動の充実等々、行政が積極的に応援していくことが必要であるというふうに考えます。

また、葛城市福祉総合ステーションを充実して、中高齢者向けのフィットネスクラブの事業を展開する、このことで変化が見られるのではないかとこのように思います。市内巡回バスも充実を図っていただく予定とのこと。多くの高齢者の行動範囲も広くなり、大いに喜んでおられます。

以上のことは、老人医療費の削減につながるものと確信をいたします。

また、飲酒運転の件でございますけれども、これはきょうの新聞に載っておったんですが、香川県では、全職員約1,200人に対して、真っ赤な飲酒運転禁止カード、こういったものを配って、飲酒運転の撲滅を図っている。また山梨県におきましては、職員の家族にも飲酒運転防止を呼びかける手紙を送付し、また職員全員から誓約書等を取りつけております。また、

長野県の方でも直筆の宣言書を約500人の職員全員に書かせたというような形で、飲酒運転撲滅に努力をなさっております。どうか絶対に起こしてはいけないことだと思いますので、この点も再度お願いをいたします。この件についての答弁は結構です。

それで、後発医薬品に対する啓蒙、また周知徹底の件、また老人医療費を削減するための福祉総合ステーションの事業の拡充について、この2点について市長よりご答弁をいただきたい、このように思います。どうかよろしくお願いします。

阿古副議長 市民生活部長。

杉岡市民生活部長 ジェネリック医薬品のことに関しましては、いろんな情報が飛び交っておるという状況でございます。確かに医薬品会社からの情報につきましては、いかにもすばらしいという情報が現在流れておるということも十分認識しておりますし、公的機関におきます臨床につきましても、そのような情報が流れておるわけでございます。

片や、過日、9月12日でございますが、日本医師会が定例記者会見を開きまして、ジェネリックの医薬品にかかわります緊急調査の結果をまとめられたようでございます。

5月27日から7月31日までの2カ月間、アンケート調査を行われまして、会員医師の577名からの意見が寄せられたようでございます。ジェネリック医薬品の進出に問題ありということで回答されていたのが全体の53.8%、効果に問題があると回答されていたのが68.8%、また両者とも問題があると回答が寄せられましたのが過半数を超えておるという状況でございます。

具体的な意見といたしましては、味や、溶け具合が悪い、異物が混入しているなどとの意見が寄せられたようでございます。

安定供給に関しましては68.5%が問題ありと回答されておりまして、7割近くの方が問題があるというのは、これがポイントであり、今後、厚生省におきます認可等の薬品の品質に5割強の問題があると指摘されていることにつきましては、認可をする過程に問題がありというふうな問題提起を起こされているという現状もでございます。

このような状況で、先ほど申しましたように、今現在につきましては、種々雑多いろんな情報が飛び交っておるというのが現状でございますので、いましばらく情報不足でございます。確実な情報が確認された上、市の医師会とも検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

阿古副議長 保健福祉部長。

田宮保健福祉部長 ただいま8番の川西議員さんの再質問に答弁させていただきます。

生活習慣病の重度化予防、また中高齢者に関係いたします予防的な事業の展開でございます。中でも特に生活習慣病につきましては、重要な健康課題としてなっておるわけでございます。そうした中で、行政といたしましても、総括的な取り組みが一層強く求められておるという現状でございます。

こうした中で、現在、健康なまちづくりを実現するために、目標となります健康21、仮称でございますが、健康21計画を本年度で住民の参加によりましてまとめ、見直しをいたしま

して、本年度で葛城市の健康づくりの目標となる計画を、今現在、協議をしていただいております。

ご質問のように、健康づくり、あるいは生きがいづくりにつきましては、やはり住民の方々の意識をいかに高めてもらうかが1つのポイントになってくるんじゃないかと、こういう思いをしておるところでございます。

こうしたことから、やはり住民が主体となった地域における健康づくりの活動の実現、こうした事業の推進に向けた保健福祉部、関係課とさらに連携を密にいたしまして、施設をさらに活用を図りながら、また関係機関との支援体制を図りながら、健康で活力ある葛城市を目指した形で事業展開をさらに進めていきたい、こういうことで思っておりますので、ご理解いただきたいと、このように思います。

阿古副議長 市長。

吉川市長 川西議員さんの再質問にお答えをいたしたいと思っております。

ジェネリック薬品のことにつきましては、先ほど部長が答弁をいたしましたように、今の段階で、医師会等の意見も分かれているようでございます。いずれにいたしましても、我々行政側といたしましては、有効性の問題、あるいは安全性が十分確保されなければならないというふうに判断をしているところでございます。患者さん自身の選択性についても重視をしていかなければならない、こういうふうに考えているところでございます。

現段階で、住民の命が最優先というふうな考え方からいきまして、情報を十分に確認をした上で、いわゆる啓発につきましては検討をさせていただきたいというふうに思います。

また、高齢者の生きがいと健康につきまして、医療費の削減の見地からいろいろとご意見をいただいたところでございます。その中で、提案をいただきましたフィットネスクラブのご提案もいただいたわけでございますけれども、この辺も、先ほど部長が答弁をいたしましたように、住民の皆さんが積極的に健康づくりに留意をしていただく、そういう観点から、行政としてお手伝いをすべきこと、そういうことがありましたら、またいろいろと住民の皆さん方のご意見を拝聴しながら対応をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

阿古副議長 8番、川西君。

川西議員 市長を初め、部長よりご答弁をいただきましてありがとうございます。

ジェネリックに関しては、少し何か問題ありという情報のようでございますけれども、これ、国も積極的に推奨を進めているということでございます。時機を見て、ぜひひとつこの方向をしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

いろんな方法等も考えていただき、また知恵を出していただいで、努力をぜひお願いしたいと思っておりますのは、これ以上の健康保険料の改正、このことについては本当に容認できない、このように考えておりますので、どうかひとつよろしくお願い申し上げます。

また、4月より指定管理者制度を多くの自治体が入り入れるようになって来ました。財政改革を目的としておりますが、県も寺口にあります社会教育センター、これを指定管理者制度に移行いたしました。その結果、管理者を公募した結果、十数件の問い合わせがあったと

いうふうに聞いております。ぜひひとつ、葛城市福祉総合ステーションの中にも、指定管理者制度による緩やかフィットネスクラブ、これを開設することで多くの中高齢者の方の利用が見込めるのではないかというふうに私は考えております。

平成17年度の運用状況、審査意見書、結びには、このように書かれております。体力センター運営収益金に見られるような新たな財源の発掘、また確保に努め、最小の経費で最大の効果を上げることができるよう、引き続き行財政全般について見直しを行い、住民福祉の増進に努めるよう望むものであるというふうに明記をされております。私もそのとおりであるというふうに感じます。

どうか、今回、一般質問させていただきました2件につきまして、前向きにご検討願えますよう、再度お願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

阿古副議長 川西茂一君の発言を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

阿古副議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、明日、26日、午前10時から本会議を再会いたしますので、9時30分にご参集お願いいたします。

本日は、これにて延会いたします。

延 会 午後4時17分